

平成28年3月定例会 付議事件一覧

平成28年2月26日現在

●市長提出議案案件

先議案件 14件 (補正予算=13件、単行=1件)

報告案件 2件 (和解関係=2件)

議案案件 50件 (補正予算=11件、当初予算=14件、条例=23件、単行=2件)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 先議を依頼する議案 (14件)

○ 単行議案 1件

		ページ
1	議案第63号 都城市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	※

○ 補正予算議案=13件

別冊 平成27年度3月補正予算書（一般会計・特別会計）及び予算総括表を参照

ページ

2	議案第2号 平成27年度都城市一般会計補正予算（第6号）	※
3	議案第3号 平成27年度都城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	※
4	議案第4号 平成27年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※
5	議案第5号 平成27年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※
6	議案第6号 平成27年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	※
7	議案第7号 平成27年度都城市農業集落下水道事業特別会計補正予算（第2号）	※
8	議案第8号 平成27年度都城市整備墓地特別会計補正予算（第1号）	※
9	議案第9号 平成27年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	※
10	議案第10号 平成27年度都城市介護保険特別会計補正予算（第4号）	※
11	議案第11号 平成27年度都城市御池簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	※
12	議案第12号 平成27年度都城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	※
13	議案第13号 平成27年度都城市電気事業特別会計補正予算（第2号）	※

別冊 平成27年度3月補正予算書（水道事業会計・第2号）を参照

ページ

14	議案第14号 平成27年度都城市水道事業会計補正予算（第2号）	※
----	---------------------------------	---

◎ 通常審議分

○ 補正予算議案= 11 件

別冊 平成27年度3月補正予算書（一般会計・特別会計）（人件費等）及び予算総括表
を参照

			ページ
15	議案第15号	平成27年度都城市一般会計補正予算（第7号）	※
16	議案第16号	平成27年度都城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	※
17	議案第17号	平成27年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※
18	議案第18号	平成27年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	※
19	議案第19号	平成27年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）	※
20	議案第20号	平成27年度都城市農業集落下水道事業特別会計補正予算（第3号）	※
21	議案第21号	平成27年度都城市介護保険特別会計補正予算（第5号）	※
22	議案第22号	平成27年度都城市御池簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	※
23	議案第23号	平成27年度都城市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	※
24	議案第24号	平成27年度都城市電気事業特別会計補正予算（第3号）	※
別冊 平成27年度3月補正予算書（水道事業会計・第3号）を参照			ページ
25	議案第25号	平成27年度都城市水道事業会計補正予算（第3号）	※

○ 条例議案（議案第15号～議案第24号に関係するもの） 2件 新旧対照表を参照

			ページ
	議案第45号	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
26 ・ 27	議案第46号	都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25 ・ 29
		人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、本市の特別職の職員及び議員並びに一般職の職員の給与を改定するため、関係条例について所要の改正を行うもの	

○ 当初予算議案= 14 件

別冊 平成28年度予算書（一般会計・特別会計）及び説明資料等を参照

			ページ
28	議案第26号	平成28年度都城市一般会計予算	※
29	議案第27号	平成28年度都城市食肉センター特別会計予算	※
30	議案第28号	平成28年度都城市下水道事業特別会計予算	※
31	議案第29号	平成28年度都城市国民健康保険特別会計予算	※
32	議案第30号	平成28年度都城市後期高齢者医療特別会計予算	※
33	議案第31号	平成28年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計予算	※
34	議案第32号	平成28年度都城市農業集落下水道事業特別会計予算	※

35	議案第33号	平成28年度都城市整備墓地特別会計予算	※
36	議案第34号	平成28年度都城市工業用地造成事業特別会計予算	※
37	議案第35号	平成28年度都城市介護保険特別会計予算	※
38	議案第36号	平成28年度都城市御池簡易水道事業特別会計予算	※
39	議案第37号	平成28年度都城市簡易水道事業特別会計予算	※
40	議案第38号	平成28年度都城市電気事業特別会計予算	※

別冊 平成28年度予算書（水道事業会計）を参照

ページ

41	議案第39号	平成28年度都城市水道事業会計予算	※
----	--------	-------------------	---

○ 報告案件 2件

ページ

42	報告第4号	専決処分した事件の報告について	※
43	報告第5号	専決処分した事件の報告について	※

○ 条例議案 21件 新旧対照表を参照

ページ

	議案第40号	都城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	
44	議案第41号	都城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	1
45	行政不服審査法の全部改正により、これらの条例による公開決定等について審査請求がなされた場合は、同法による審理員の審理が必要となるが、当該決定等については審理員の審理を適用除外とするため、所要の改正を行うもの		7
	議案第42号	都城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
46	議案第43号	都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
47	地方公務員法の改正により公表事項の一部に変更が生じること等に対応するため、所要の改正を行うもの		17
	議案第44号	都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
48	都城市地域審議会条例が平成28年3月31日をもって失効することに伴い地域審議会委員の報酬等の規定を削るため、所要の改正を行うもの		21
	議案第47号	都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
49	地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率等について、所要の改正を行うもの		39
	議案第48号	都城市ウェルネス基金条例を廃止する条例の制定について	
50	基金設置の目的が終了したため、当該条例を廃止するもの		43

51	議案第 49 号	都城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について 消防団員に定年制を導入する等のため、所要の改正を行うもの	47
52	議案第 50 号	都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うもの	51
53	議案第 51 号	都城市地方創生基金条例の制定について 総合戦略に基づく事業実施に必要な財源の確保を目的とする基金を設置するため、条例を制定するもの	75
54	議案第 52 号	都城市消費生活センター設置条例の制定について 消費者安全法の規定に基づく消費生活センターを設置するため、条例を制定するもの	79
55	議案第 53 号	都城市文化振興条例の制定について 文化振興に係る施策を総合的に推進し、心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、条例を制定するもの	83
56	議案第 54 号	都城市児童プール条例の一部を改正する条例の制定について 現在利用を休止している都城市上高（かみたか）児童プールほか 5 箇所の児童プールを廃止するため、所要の改正を行うもの	89
57	議案第 55 号	都城市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について 都城市山田瀬茅（せがや）児童遊園及び都城市山田大古川（おおふるかわ）児童遊園を廃止するため、所要の改正を行うもの	93
58	議案第 56 号	都城市立図書館条例の制定について 指定管理者による図書館の管理運営を可能とするため、現行条例を全部改正するもの	97
59	議案第 57 号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 既存住宅を長期使用構造等とするための増築又は改築を行った場合における長期優良住宅建築等計画認定申請の審査に係る手数料等を加えるため、所要の改正を行うもの	107
60	議案第 58 号	都城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い条文の整備を行うため、所要の改正を行うもの	139

	議案第 59 号	都城市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について	
61	地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の改正により、条例で規定することとされた建築審査会の委員の任期を定めるため、所要の改正を行うもの		143
62	議案第 60 号	都城市山村定住みやざきの家条例の一部を改正する条例の制定について	147
	笛水団地 A 棟の用途を廃止し、現在の入居者に譲渡するため、所要の改正を行うもの		
63	議案第 61 号	都城市墓地条例の一部を改正する条例の制定について	151
	墓地使用者の住所要件を緩和する等墓地利用の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うもの		
64	議案第 62 号	都城市職業訓練センター条例の一部を改正する条例の制定について	155
	施設の使用料を徴収するため、所要の改正を行うもの		

○ 単行議案 2 件

ページ

	議案第 64 号	公の施設の指定管理者の指定について	
65	高城運動公園内に新設する屋内競技場の指定管理者を議案のとおり指定することについて、議会の議決を求めるもの		169
	議案第 65 号	都城市過疎地域自立促進計画（高崎地区）の策定について	
66	過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成 28 年度から平成 32 年度までの高崎地区に係る過疎地域自立促進計画を策定することについて、議会の議決を求めるもの		183

議案第40号

都城市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

都城市情報公開条例（平成18年条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月26日提出

都城市長 池田 宜永

都城市情報公開条例の一部を改正する条例

都城市情報公開条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

第5条及び第7条第2項中「もの」を「者」に改める。

第9条第1項中「もの」を「者」に、「あたって」を「当たって」に改め、同条第2項中「場合において、公開の決定」の次に「（以下「公開決定」という。）」を加え、「公開の決定の日」を「公開決定日」に、「第16条」を「第15条及び第16条」に、「反対意見」を「反対意見書」に、「公開の決定をした旨」を「公開決定をした旨」に改める。

第10条第1項中「公開する決定を」を「公開決定」に改める。

第11条第2号中「識別されうる情報」を「識別され得る情報」に改める。

第15条を次のように改める。

（審査請求）

第15条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があったときは、同法第9条第1項の規定を適用せず、次に掲げる場合を除き、遅滞なく都城市情報公開等審査会に諮問して、その答申を経て当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第16条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「行政不服審査法第24条」を「行政不服審査法第13条第4項」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等」を「公文書の公開」に、「反対意見」を「反対意見書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第16条の2 第9条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する場合を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意見を表示している場合に限る。）

第17条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第18条第3項を次のように改める。

3 前2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人その他利害関係人（以下「審査請求人等」という。）に資料の提出を求めること、適當と認める者に事実を陳述させ、又は鑑定を求めることが必要な調査をすることができる。

第18条の次に次の5条を加える。

（意見の陳述）

第18条の2 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあったときは、審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、審査請求人及び参加人は、審査会の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第18条の3 審査請求人、参加人及び実施機関は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、この期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第18条の4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第18条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第3項の規定による調査をさせ、又は第18条の2第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第18条の5 審査会は、第18条第3項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項にお

いて同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を、審査請求人及び参加人(当該意見書又は資料を提出した者を除く。)に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した者の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(答申書の写しの送付等)

第18条の6 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第41号

都城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

都城市個人情報保護条例（平成18年条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月26日提出

都城市長 池田 宜永

都城市個人情報保護条例の一部を改正する条例

都城市個人情報保護条例（平成18年条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「個人情報の保管」を「保有個人情報の保管」に、「個人情報の利用」を「保有個人情報の利用」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

第2条第2号及び第9号中「取得」を「収集」に改める。

第4条中「あたって」を「当たって」に改める。

第7条第2項第6号中「（平成18年条例第28号）」を削る。

「第3章 個人情報の保管」を「第3章 保有個人情報の保管」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

「第4章 個人情報の利用」を「第4章 保有個人情報の利用」に改める。

第13条第2項第5号から第7号までの規定中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第16条第1項中「登録業務に係る」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）をいう。以下同じ。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

第18条第2項第2号中「登録の修正」を「修正」に改め、同条第3項中「、登録、抹消又は修正」を「又は登録若しくは登録の抹消若しくは修正」に改める。

第19条に次の1項を加える。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による目的外利用又は外部提供の停止を求めることができる。

第19条の2の見出し中「特定個人情報」を「保有特定個人情報」に改め、同条第2項中「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による」を削る。

第20条第1項各号列記以外の部分中「第19条の2」を「前条」に改め、「（第16

条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人）」を削り、同項第2号中「自己情報」の次に「又は前条の規定による保有特定個人情報」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、代理人が請求をする場合は、代理権を有することを証する書類を添付して請求しなければならない。

第23条中「もの」を「者」に改める。

「第7章 不服申立て」を「第7章 審査請求」に改める。

第25条を次のように改める。

(審査請求)

第25条 第22条に規定する決定又は第16条の規定による開示の請求、第17条の規定による訂正の請求、第18条の規定による消去等の請求、目的外利用等の停止若しくは利用停止の請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求の裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく審査会に諮問し、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の消去等をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の目的外利用等の停止をすることとする場合
- (6) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による審査請求があったときは、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第25条の次に次の1条を加える。

(準用)

第25条の2 審査請求の手続について必要な事項は、都城市情報公開条例第16条、

第16条の2及び第18条から第19条までの規定を準用する。

第27条第1項中「あたって」を「当たって」に改める。

第29条中「個人情報」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）」に改める。

第30条第1項中「（保有特定個人情報を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める改正規定、第7章の章名を改める改正規定、第25条の改正規定及び第25条に次の1条を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

議案第42号

都城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

都城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第35号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月26日提出

都城市長 池田 宣永

都城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

都城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第43号

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月26日提出

都城市長 池田 宣永

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第44号

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月26日提出

都城市長 池田 宜永

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表地域審議会委員の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第45号

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

平成28年2月26日提出

都城市長 池田宣永

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(平成18年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年条例第42号）

の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の都城市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の

勤務条件に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

議案第46号

都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年条例第36号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月26日提出

都城市長 池田 宜永

都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条の6 第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

附則第11項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の75」を「100分の85」に改める。

別表第1を次のように改める。

次のよう～別紙

第2条 都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の6 第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第11項中「100分の1.275」を「100分の1.2」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

(都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	149,000円	160,200円	176,700円	190,200円	201,200円

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の都城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び第3条の規定による改正後の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用条例」という。）の規定 平成27年4月1日

(2) 第1条の規定による改正後の給与条例第18条の6第2項及び附則第11項の規定

平成27年12月1日

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定を適用する場合においては、改正前の都城市一般職の職員の給与に関する条例及び改正前の都城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別紙

別表第1(第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員以外の職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600

22	168, 800	226, 200	259, 600	302, 500	331, 600	360, 600	409, 400
23	171, 400	227, 800	261, 400	304, 500	333, 600	362, 600	411, 200
24	174, 000	229, 400	263, 100	306, 600	335, 700	364, 500	413, 100
25	176, 700	230, 800	265, 100	308, 400	337, 300	366, 500	414, 900
26	178, 400	232, 300	267, 000	310, 500	339, 200	368, 400	416, 400
27	180, 100	233, 800	268, 800	312, 600	341, 100	370, 400	417, 900
28	181, 800	235, 100	270, 700	314, 600	343, 000	372, 400	419, 500
29	183, 300	236, 400	272, 400	316, 600	344, 700	373, 900	421, 100
30	185, 100	237, 600	274, 300	318, 600	346, 600	375, 700	422, 400
31	186, 900	238, 700	276, 200	320, 700	348, 500	377, 500	423, 700
32	188, 600	239, 900	278, 000	322, 800	350, 300	379, 100	424, 900
33	190, 200	241, 200	279, 700	324, 300	352, 200	380, 900	426, 100
34	191, 700	242, 500	281, 600	326, 300	354, 000	382, 300	427, 400
35	193, 200	243, 700	283, 400	328, 200	355, 800	383, 800	428, 700
36	194, 700	245, 000	285, 300	330, 300	357, 500	385, 400	429, 900
37	196, 000	246, 000	287, 000	332, 200	358, 900	386, 800	431, 100
38	197, 300	247, 400	288, 700	334, 100	360, 200	388, 000	431, 900
39	198, 600	248, 900	290, 500	336, 100	361, 600	389, 200	432, 700
40	199, 900	250, 400	292, 300	338, 000	363, 000	390, 300	433, 500
41	201, 200	251, 800	294, 000	339, 900	364, 300	391, 400	434, 100
42	202, 500	253, 200	295, 700	341, 800	365, 200	392, 600	434, 800
43	203, 800	254, 600	297, 400	343, 600	366, 300	393, 800	435, 500
44	205, 100	256, 000	299, 000	345, 500	367, 400	394, 900	436, 200
45	206, 300	257, 200	300, 700	347, 000	368, 200	395, 600	437, 000
46	207, 600	258, 500	302, 400	348, 400	369, 100	396, 300	437, 800
47	208, 900	259, 900	304, 000	349, 900	370, 000	397, 000	438, 200
48	210, 200	261, 300	305, 700	351, 400	370, 900	397, 700	438, 900
49	211, 300	262, 600	306, 900	353, 000	371, 800	398, 300	439, 400
50	212, 400	263, 700	308, 400	353, 800	372, 600	398, 900	439, 800

51	213, 400	265, 000	309, 900	355, 000	373, 400	399, 400	440, 200
52	214, 500	266, 300	311, 500	356, 000	374, 200	399, 800	440, 600
53	215, 600	267, 400	313, 100	356, 900	374, 900	400, 200	441, 000
54	216, 600	268, 500	314, 700	358, 000	375, 600	400, 500	441, 400
55	217, 500	269, 800	316, 300	358, 900	376, 300	400, 800	441, 800
56	218, 500	271, 100	317, 800	360, 000	377, 000	401, 100	442, 100
57	219, 200	272, 200	319, 300	360, 900	377, 500	401, 400	442, 400
58	220, 100	273, 200	320, 500	361, 600	378, 100	401, 700	442, 800
59	221, 000	274, 300	321, 700	362, 300	378, 700	402, 000	443, 100
60	221, 900	275, 400	322, 900	363, 000	379, 400	402, 300	443, 400
61	222, 600	276, 600	323, 600	363, 400	379, 800	402, 600	443, 700
62	223, 600	277, 600	324, 500	364, 000	380, 500	402, 900	
63	224, 500	278, 500	325, 300	364, 700	381, 100	403, 200	
64	225, 400	279, 500	326, 100	365, 400	381, 700	403, 500	
65	226, 100	280, 300	327, 000	365, 700	382, 100	403, 800	
66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100	
67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400	
68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700	
69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900	
70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200	
71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500	
72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800	
73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000	
74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300	
75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600	
76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800	
77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000	
78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300	
79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600	

80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800	
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000	
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300	
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600	
84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800	
85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000	
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100		
87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400		
88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600		
89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800		
90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100		
91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400		
92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600		
93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800		
94		293, 600	341, 400	380, 300			
95		294, 000	341, 900	380, 700			
96		294, 400	342, 300	381, 100			
97		294, 600	342, 400	381, 400			
98		294, 900	342, 900	381, 900			
99		295, 300	343, 300	382, 300			
100		295, 700	343, 600	382, 700			
101		295, 900	343, 900	383, 000			
102		296, 200	344, 300				
103		296, 600	344, 700				
104		296, 900	345, 100				
105		297, 100	345, 600				
106		297, 400	346, 000				
107		297, 800	346, 400				
108		298, 100	346, 800				

109		298, 300	347, 300					
110		298, 700	347, 700					
111		299, 100	348, 000					
112		299, 400	348, 300					
113		299, 500	348, 800					
114		299, 800						
115		300, 100						
116		300, 500						
117		300, 700						
118		300, 900						
119		301, 200						
120		301, 500						
121		301, 900						
122		302, 100						
123		302, 400						
124		302, 700						
125		303, 000						
再任用職員		186, 500	214, 000	254, 000	273, 400	288, 500	313, 900	355, 600

議案第47号

都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年条例第60号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月26日提出

都城市長 池田 宣永

都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例

都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年
条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補
償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係
る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間
に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、
なお従前の例による。

議案第48号

都城市ウエルネス基金条例を廃止する条例の制定について

都城市ウエルネス基金条例（平成18年条例第94号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月26日提出

都城市長 池田 宜永

都城市ウエルネス基金条例を廃止する条例

都城市ウエルネス基金条例（平成18年条例第94号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年3月31日から施行する。

議案第49号

都城市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消防団条例（平成18年条例第257号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月26日提出

都城市長 池田 宜永

都城市消防団条例の一部を改正する条例

都城市消防団条例（平成18年条例第257号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（定員等）」に改め、同条第4項中「又は補完する団員」を「若しくは補完する団員又は金管楽器等による音楽活動の経験を有する者であつて、火災予防活動若しくは啓発活動に従事する団員」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合は、任期を延長することができる。

- (1) 団長 市長が任期の延長を必要と認めた場合
- (2) 班長以上の階級にある者（団長を除く。） 団長が任期の延長を必要と認め、市長の承認を得た場合

第11条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（定年）

第5条 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

2 団員の定年は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

- (1) 団長、副団長、分団長及び副分団長の階級にある者 70年
- (2) 前号以外の者 65年

3 第1項の規定にかかわらず、班長以上の階級にある者がその任期中に定年に達したときは、その任期満了日又は定年に達した日以後における最初の3月31日のいずれか遅い日をもって退職するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般団員については、地域の事情により団長が特に必要と認め、市長の承認を得たときは、期限を定めて定年を延長し、又は新たに任用することができる。この場合において、市長の承認に必要な事項は、別に定める。

別表第1及び別表第2中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において、既に改正後の都城市消防団条例第5条第2項に規定する定年の年齢を超えていた者は、同条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に退職するものとする。この場合において、同条第4項の規定を適用し、定年を延長することは妨げない。

議案第 50 号

都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

都城市火災予防条例（平成 18 年条例第 260 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市火災予防条例の一部を改正する条例

都城市火災予防条例（平成18年条例第260号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

次のよう～別紙

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別紙

別表第1 (第3条、第18条関係)

種類	入力	離隔距離 (cm)						
		上方	側方	前方	後方	備考		
炉	開放炉	使用温度が800°C以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300°C以上800°C未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300°C未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800°C以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300°C以上800°C未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300°C未満のもの	—	100	50	100	50	
ふろ がま の外	半密浴室内設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	15	15	15	注 : 浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴
		内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては	—	—	60	—	

			42kW以下)						
浴 室 外 設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)		15	15	15			槽等) の場合は2cmとす る。
	外がまでバーナー取出口のあるもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)		15	60	15			
	内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの		15	60	—			

					にあっては 当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)			
	密閉式				21kW以下(—ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	2 注	2	2
	屋外用				21kW以下(60ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バ	15	15	15

			バーが 21kW 以下)			
不 燃	半 密 閉 式	浴 室 内 設 置	外がまでバーナー 取出口のないもの ふろ用以外 のバーナー ^{をもつもの} にあっては 42kW以下)	21kW以下 (— 注	4.5	4.5
			内がま	21kW以下 (— ふろ用以外 のバーナー ^{をもつもの} にあっては 42kW以下)	—	—
		浴 室 外 設 置	外がまでバーナー 取出口のないもの ふろ用以外 のバーナー ^{をもつもの} にあっては 当該バーナー ^{が 70kW 以 下であって 、かつ、ふ ろ用バーナー^{が 21kW 以 下)}}	21kW以下 (— 4.5	4.5	4.5
			外がまでバーナー 取出口のあるもの ふろ用以外 のバーナー	21kW以下 (—	4.5	4.5

		をもつもの にあっては 当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、 ふろ用バーナーが21kW以下)			
内がま	21kW以下(— ふろ用以外 のバーナー をもつもの にあっては 当該バーナー が70kW以 下であつ て、かつ、 ふろ用バ ーナーが21kW 以下)	—	—	—	—
密閉式	21kW以下(— ふろ用以外 のバーナー をもつもの にあっては 当該バーナー が70kW以 下であつ て、かつ、	2	—	2	注

			ふろ用バー ナーが21kW 以下)									
	屋外用		21kW以下 (30 ふろ用以外 のバーナー ^{をもつもの} にあっては 当該バーナー ^{が70kW以} 下であつ て、かつ、 ふろ用バー ナーが21kW 以下)	4.5	—	4.5						
液	不燃以外		39kW以下	60	15	15	15					
体	不燃		39kW以下	50	5	—	5					
燃												
料												
	上記に分類されないもの		—	60	15	60	15					
温	不	半	密	バーナ	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風	
風	体	燃	閉	式	一が隠						道を使	
暖	燃	以	・	密	ペい						用する	
房	料	外	閉	式							ものに	
機		・									あって	
		不									は15cm	
		燃									とす	
液	不	半	密	強制	対流型	温風を前方向に吹き	26kW以下	100	15	150	15	る。
体	燃	閉	式	強制	対流型	出すもの	26kWを超える	100	15	100	15	注2：ダ

燃 料 以 外			70kW以下			注 1		クト接 続型以 外の場 合にあ っては 100cm とす る。	
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150		
			強制排気型	26kW以下	60	10	100	10	
			密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10
不 燃	半 密 閉 式	強制 對 流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5	
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150	
			強制排気型	26kW以下	50	5	—	5	
			密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5
上記に分類されないもの				—	100	60	60	60	
厨 房 設 備	氣 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW以下	100	15	15	注 2
									注 : 機器 本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レ	21kW以下	100	15	15	15

			シジ		注	注	
不燃	開放式		組込型 んろ・グ リル付 んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型 んろ・グ リル付 んろ・グ リドル付 こんろ	14kW以下	80	0	— 0
			据置型 シジ	レ21kW以下	80	0	— 0
の	上記に分類されないもの		使用温度が800°C以上 のもの	—	250	200	300 200
			使用温度が300°C以上 800°C未満のもの	—	150	100	200 100
			使用温度が300°C未満のもの	—	100	50	100 50
ボイラー 以外	気体燃料 以外	開放式	フードを付けない 場合	7 kW以下	40	4.5	4.5 4.5
			フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5 4.5
		半密閉式		12kWを超える 42kW以下	—	15	15 15

					12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式			42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
	屋外用	フードを付けない 場合			42kW以下	60	15	15	15		
		フードを付ける場 合			42kW以下	15	15	15	15		
不燃	開放式	フードを付けない 場合			7 kW以下	30	4.5	—	4.5		
		フードを付ける場 合			7 kW以下	10	4.5	—	4.5		
	半密閉式				42kW以下	—	4.5	—	4.5		
	密閉式				42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
	屋外用	フードを付けない 場合			42kW以下	30	4.5	—	4.5		
		フードを付ける場 合			42kW以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外				12kWを超え 70kW以下	60	15	15	15		
					12kW以下	40	4.5	15	4.5		
	不燃				12kWを超え 70kW以下	50	5	—	5		
					12kW以下	20	1.5	—	1.5		
	上記に分類されないもの				23kWを超え る	120	45	150	45		
					23kW以下	120	30	100	30		
ス	気	不開式	バーナー	壁掛け型、つり下 げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対 流方向	
ト	体	燃	が露出								
一	燃	以	半密	バーナ	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	が一方

ブ 料	外	閉式	一が隠 ・密 閉式				注			向に集 中する 場合に あって は60cm とす る。	
		不燃式	開放式 が露出	バーナー 壁掛け型、つり下 げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		
		半 密 閉 式	一が隠 ・密 閉 式	バーナー 自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5		
		液 体 燃 料 以 外	半密閉式	自 然 対 流 型	機器の全周から熱 を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100	
					機器の上方又は前 方に熱を放散する 型	39kW以下	150	15	100	15	
		不 燃	半密閉式	自 然 対 流 型	機器の全周から熱 を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100	
					機器の上方又は前 方に熱を放散する 型	39kW以下	120	5	—	5	
		上記に分類されないもの				—	150	100	150	100	
		乾 燥 設 備	気 体 燃 料 以 外	開放式	衣類乾燥 機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				不 燃	開放式	衣類乾燥 機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5
上記に分類されないもの				内部容積が1立方 メートル以上のも の	—	—	100	50	100	50	

				内部容積が1立方 メートル未満のも の	—	50	30	50	30	
簡易湯沸料設備	気体以外	常圧貯蔵型	開式	放熱	フードを付けない 場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	フードを付ける場 合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	フードを付けない 場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	フードを付ける場 合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
	半密閉式				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
	密閉式	瞬間型	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			調理台型	フードを付ける場 合	12kW以下	—	0	—	0	
			壁掛け型、据置型	フードを付ける場 合	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用			フードを付けない 場合	12kW以下	60	15	15	15	
	フードを付ける場 合			フードを付ける場 合	12kW以下	15	15	15	15	
不燃式	常圧貯蔵型	開式	放熱	フードを付けない 場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場 合	フードを付ける場 合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
		瞬間型	フードを付ける場 合	フードを付けない 場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場 合	フードを付ける場 合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
	半密閉式				12kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉常圧貯蔵型				12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	

式	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
		壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
	屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
液 体 燃 料	不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	4.5	
	不燃		12kW以下	20	1.5	—	1.5	
給湯器 湯沸器 設備	不燃 以 外	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超える 42kW以下	—	15	15	15
			瞬間型	12kWを超える 70kW以下	—	15	15	15
	密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超える 42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	12kWを超える 70kW以下	—	0	—	0
		調理台型	12kWを超える 70kW以下	12kWを超える 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			壁掛け型、据置型	12kWを超える 70kW以下	—	15	15	15
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超える 42kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12kWを超える 42kW以下	15	15	15	15
		瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超える 70kW以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12kWを超える 70kW以下	15	15	15	15
不	半	密	常圧貯蔵型	12kWを超える	—	4.5	—	4.5

燃 密 式	閉 式			42kW以下							
		瞬間型		12kWを超え 70kW以下	—	4.5	—				
	密 閉 常圧貯蔵型 式	常圧貯蔵型		12kWを超え 42kW以下	4.5	4.5	—				
		瞬間型	調理台型	12kWを超え 70kW以下	—	0	—				
			壁掛け型、据置型	12kWを超え 70kW以下	4.5	4.5	—				
	屋 外 用 常圧貯蔵 型	フードを付けない 場合		12kWを超え 42kW以下	30	4.5	—				
		フードを付ける場 合		12kWを超え 42kW以下	10	4.5	—				
		瞬間型	フードを付けない 場合	12kWを超え 70kW以下	30	4.5	—				
			フードを付ける場 合	12kWを超え 70kW以下	10	4.5	—				
		不燃以外		12kWを超え 70kW以下	60	15	15				
		不燃		12kWを超え 70kW以下	50	5	—				
上記に分類されないもの				—	60	15	60				
移 動 式 燃 料 ス ト ー ブ	不 燃 体 以 外	開放 式	バーナ ーが露 出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱 対流方 向が一 方向に 集中す る場合 にあつ	
				全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100		
		バーナ ーが隠 ぺい		自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5	4.5		
				強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		

不燃式	開放式	バーナーが露出 一が隠 ぺい	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5	ては60 cmとす る。	
			全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80		
			自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5	4.5		
			強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
液体燃料以外	開放式	放射型	7 kW以下	100	50	100	20		注2：方 向性を 有する ものに あって は100 cmとす る。	
			7 kWを超える 12kW以下	150	100	100	100			
			7 kW以下	100	50	50	50			
		強制対流型	温風を前方向に 吹き出すもの 12kW以下	100	15	100	15			
			温風を全周方向 に吹き出すもの 12kW以下	100	150	150	150			
			7 kW以下	100	100	100	100			
		不燃	放射型	7 kW以下	80	30	—	5		
			自然対流型	7 kWを超える 12kW以下	120	100	—	100		
			7 kW以下	80	30	—	30			
固体燃料	開放式	強制対流型	温風を前方向に 吹き出すもの 12kW以下	80	5	—	5			
			温風を全周方向 に吹き出すもの 12kW以下	80	150	—	150			
			7 kW以下	80	100	—	100			
					100	50	50	50		
					注2	注2	注2	注2		
調	気	不	開放	バーナーが露出	卓上型	5.8kW以下	100	15	15	注：機器

理器 具	体燃以 外	んろ (1 口)						本体上 方の側
		卓上型こ んろ (2 口以上) ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ	14kW以下	100	15	15	15	方又は 後方の 離隔距 離を示 す。
		バー ナ ーが 隠 べい	加熱部が開 放	卓上型グ リル	7 kW以下	100	15	15
			加熱部が隠 べい	卓上型オ ーブン・ グリル (7 kW以下	50	4.5	4.5
				フードを つけない 場合)				4.5
				卓上型オ ーブン・ グリル (7 kW以下	15	4.5	4.5
				フードを つける場 合)				4.5
				炊飯器 (4.7kW以下 炊飯容量 4リット ル以下)		30	10	10
				圧力調理		30	10	10

				器 (内容 積10リッ トル以 下)				
不 燃 式	開 放	バーナーが露出	卓上型こ んろ (1 口)	卓上型こ nろ (1 口) 5.8kW以下	80	0	—	0
			卓上型こ んろ (2 口以上) ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ	卓上型こ nろ (2 口以上) ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ 14kW以下	80	0	—	0
	バ ー ナ ー が 隠 れ い	加熱部が開 放	卓上型グ リル	卓上型グ リル 7 kW以下	80	0	—	0
		ペ い	加熱部が隠 れ い	卓上型オ ーブン・ グリル (30	4.5	—	4.5
				フードを つけない 場合)				
			卓上型オ ーブン・ グリル (7 kW以下	10	4.5	—	4.5
			フードを 付ける場 合)					

				炊飯器 (4.7kW以下 炊飯容量 4リットル以下)	15	4.5	—	4.5		
				圧力調理器 (内容積10リットル以下)	15	4.5	—	4.5		
移液 動体 式燃 こ料 んろ	不燃以外				6 kW以下	100	15	15	15	
	不燃				6 kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料				—	100	30	30	30	
電気温風機	不燃以外				2 kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き
	不燃				2 kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	出し方 向にあ っては 60cmと する。
電気調理用機器	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下 (1口当たり2 kWを超える。) 3 kW以下)	100	2	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離 (
					—	20	—	20	注	注
					注	1	1	10	10	注
					—	—	—	2	2	注

			4.8kW以下 (100 1 口当たり 1 kWを超 2 kW以下)	2	2	2	こんろ 部分が 電磁誘 導加熱 式調理 器でな い場合
				15	—	15	
				注		注	
				1		1	
				—	10	—	式調理
				注		注	器でな
				2		2	い場合
			4.8kW以下 (100 1 口当たり 1 kW以下)	2	2	2	における 発熱
				10	—	10	体の外
				注		注	周から
				1		1	の距離
				—	注	注) を示
				2		2	す。
		こんろ部分 の全部が電 磁誘導加熱 式調理器の もの	5.8kW以下 (100 1 口当たり 3.3kW以下)	2	2	2	注 2 : 機 器本体 上方の 側方又
				10	—	10	
				注		注	
				2		2	
不燃	電気こんろ、電 気レンジ、電磁 誘導加熱式調理 器 (こんろ形態 のものに限 る。)	こんろ部分 の全部又は 一部が電磁 誘導加熱式 調理器でな いもの	4.8kW以下 (80 1 口当たり 3 kW以下)	0	—	0	は後方 の離隔 距離 (
							こんろ 部分が
							電磁誘
							導加熱
				0	—	0	式調理
				注		注	器の場
				1		1	合にお
				—	注	2	ける発

			こんろ部分 の全部が電 磁誘導加熱 式調理器の もの	5.8kW以下 1 口当たり 3.3kW以下)	(80 — 注 2)	0 0 注 2	— — 注 2	0 0 注 2	熱体の 外周か らの距 離) を 示す。
電 氣 天 火	電 氣	不燃以外		2 kW以下	10 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 : 排気 口面に
		不燃		2 kW以下	10 注	4.5 注	— —	4.5 注	あって は 10cm と す る。
電 子 レ ン ジ	電 氣	不燃以外	電熱装置を有するも の	2 kW以下	10 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 : 排気 口面に
		不燃	電熱装置を有するも の	2 kW以下	10 注	4.5 注	— —	4.5 注	あって は 10cm と す る。
電 氣 ス ト ー ブ	電 氣	不燃以外	前方放射型 (壁取付 式及び天井取付式の ものを除く。)	2 kW以下	100 100 100	30 100 100	100 100 100	4.5 100 100	
			全周放射型 (壁取付 式及び天井取付式の ものを除く。)	2 kW以下					
			自然対流型 (壁取付 式及び天井取付式の ものを除く。)	2 kW以下					
		不燃	前方放射型 (壁取付 式及び天井取付式の ものを除く。)	2 kW以下	80	15	—	4.5	

			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	80	—	80	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	0	—	0	
電 気 乾 燥 器	電 氣	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0	
電 気 乾 燥 機	電 氣	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあっては0cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5 注1	0 注2	— 2	0 注2	注2：排気口面にあっては4.5cmとする。
電 気	電 氣	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	

温水器	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	
-----	----	----------------	--------	---	---	---	---	--

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

議案第 51 号

都城市地方創生基金条例の制定について

都城市地方創生基金条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市地方創生基金条例

(設置)

第1条 地方創生を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、都城市地方創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、都城市一般会計歳入歳出予算（以下「一般会計予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 52 号

都城市消費生活センター設置条例の制定について

都城市消費生活センター設置条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市消費生活センター設置条例 (設置)

第1条 市は、消費者安全を確保するため、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、都城市姫城町6街区21号に都城市消費生活センター（以下「センター」という。）を置く。

（消費生活センター長及び職員）

第2条 センターに、消費生活センター長、消費生活相談員（以下「相談員」という。）その他必要な職員を置く。

（相談員）

第3条 相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により当該試験に合格したものとみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認められる者とする。

（相談員の確保）

第4条 市は、相談員の専門性を十分配慮し、適切な人材を確保するため、採用試験を実施し、任用するものとする。

（研修機会の確保）

第5条 市は、センターの事務に従事する職員に対し、その資質向上のために、必要な研修の機会を確保するものとする。

（業務）

第6条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談業務
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせん業務
- (3) 消費者安全の確保に必要な情報の収集及び提供に関する業務
- (4) 消費者安全の確保に係る啓発活動に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センター設置の目的を達成するために必要な業務

（開設時間等）

第7条 センターの開設時間は、次の各号に掲げる日を除いた午前9時から午後4

時までとする。ただし、市長は必要があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から31日まで
(守秘義務)

第8条 センターの事務に従事する職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 53 号

都城市文化振興条例の制定について

都城市文化振興条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市文化振興条例

都城市は、南から北へ大淀川が貫流し、霧島、鰐塚両山系の山並みに囲まれ、緑豊かな美しい自然に恵まれた環境にあります。こうした風土や歴史、人々の生活の中で、都城市独自の文化が育まれ発展してきました。この豊かな文化を守り育て、後世に伝えていくことは、私たちの責務です。

私たちは、これまで培われてきた様々な文化を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化を創造することにより、心の豊かさを実感できる暮らしを次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

文化活動は、人々の生きがいや心のよりどころとなり、青少年の健全な人間形成にも大きな影響を与えます。また、文化活動を通して世代を超えた交流や人ととの多くのふれあいの場が生まれることにより、まちに新たな息吹を、人々の暮らしに潤いを与えます。

文化の振興を図るに当たっては、文化の果たす役割を十分に認識し、文化活動を行う者の自主性及び創造性を尊重しつつ、文化を市民の身近なものとするために、文化の役割を果たすに足る基盤の整備及び環境の形成を推進することが必要となります。

このような状況の中、本市の文化振興について、その基本理念を明らかにしてその方向性を示し、文化振興に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化の果たす役割に鑑み、文化振興についての基本理念を定め、市、市民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、市民の文化活動の充実及び文化振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 芸術、芸能、伝統文化及び生活文化はもとより、市民及び民間団体が主体となって行う、あらゆる創造的な諸活動並びに文化財をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内を活動の拠点とする個人をいう。

(3) 民間団体 芸術文化団体、地域団体、企業その他の法人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、全ての市民が文化に親しむことのできる環境をつくるものとする。

2 文化の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化の多様性を尊重するものとする。

3 文化の振興に当たっては、守り育てられてきた文化を継承するとともに、未来に向け新たな文化を創造するものとする。

4 文化の振興に当たっては、市、市民及び民間団体は協力し、連携するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民が文化に親しむとともに、文化を継承し、創造し、及び発信することができるよう環境の整備を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、文化を継承し、創造し、及び発信するよう努めなければならない。

(民間団体の責務)

第6条 民間団体は、基本理念に基づき、自主性及び創造性を發揮した文化活動及び文化活動への支援を通じ、文化を創造し、発展させるよう努めなければならない。

(文化振興計画の策定)

第7条 市は、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都城市文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）を策定するものとする。

2 文化振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化を支える基盤づくりに関するこ。
- (2) 文化活動への支援と人材の育成に関するこ。
- (3) 文化を通じた地域活性化に関するこ。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、文化の振興に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定した都城市文化振興計画（平成22年3月10日策定）は、第7条第1項の規定により策定された文化振興計画とみなす。

議案第 54 号

都城市児童プール条例の一部を改正する条例の制定について

都城市児童プール条例（平成 18 年条例第 122 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市児童プール条例の一部を改正する条例

都城市児童プール条例（平成18年条例第122号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次表」を「次の表」に改め、同条の表都城市上高児童プールの項、都城市石原児童プールの項、都城市山田石風呂児童プールの項、都城市山田田中児童プールの項、都城市高崎田中児童プールの項及び都城市高崎原村児童プールの項を削る。

第5条中「利用料」を「使用料」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 55 号

都城市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市児童遊園条例（平成 18 年条例第 123 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市児童遊園条例の一部を改正する条例

都城市児童遊園条例（平成18年条例第123号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次表」を「次の表」に改め、同条の表都城市山田瀬茅児童遊園の項及び都城市山田大古川児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 56 号

都城市立図書館条例の制定について

都城市立図書館条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市立図書館条例

都城市立図書館条例（平成18年条例第272号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市は、市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

2 図書館の区分、名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
本館	都城市立図書館	都城市中町16街区15号
分館	都城市立高城図書館	都城市高城町穂満坊105番地

（事業）

第2条 図書館は、図書、記録、郷土資料その他必要な資料を収集し、整理し、保管し、及び展示して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための事業を行う。

（職員）

第3条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

（管理の原則）

第4条 図書館は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（指定管理者による管理）

第5条 教育委員会は、図書館の管理を法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の申請）

第6条 図書館の指定管理者としての指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（1）図書館の事業計画書

（2）前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、図書館の管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 図書館の利用者に対する最適なサービスを確保できる者
- (2) 図書館の施設、図書及び附属設備（以下「施設等」という。）の適切な維持及び管理を行うことができる者
- (3) 施設等の効用を最大限に發揮するとともに、管理経費の縮減を図ることができる者
- (4) 前条の規定による申請の内容に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、設置目的を達成するために十分な能力を有している者

2 前項の指定に際しては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 指定管理者の指定に伴う権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 施設等の管理に係る業務を一括して第三者に委託しないこと。
- (3) 施設等の原状を教育委員会の許可なく変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (4) 施設等を教育委員会の許可なく設置目的外に利用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

（管理運営業務の範囲）

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、施設等の管理及び運営に関する業務のうち、教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

（指定管理者の行為）

第9条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会に届け出て、図書館の建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる。

（開館時間）

第10条 都城市立図書館（以下「図書館本館」という。）の開館時間は、午前9時30分から午後6時50分までとする。ただし、水曜日は、午前9時30分から午後8時までとする。

2 都城市立高城図書館（以下「高城図書館」という。）の開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が図書館の管理を行う場合にあっては、開館時間は、教育委員会規則で定める。

4 前3項の規定にかかわらず、館長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 図書館本館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、子どもの日及び文化の日を除く。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) その前日が前号に規定する休日である火曜日

(4) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(5) 館内整理日 次に定める日。ただし、当該日が前各号に掲げる日に当たるときは、その翌日とする。

ア 第1木曜日（1月と5月を除く。）

イ 1月4日及び12月28日

ウ 5月の第2木曜日

(6) 蔵書点検整理期間（6月中の14日以内）

2 高城図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、子どもの日及び文化の日を除く。

(1) 火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) その前日が前号に規定する休日である水曜日

(4) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(5) 館内整理日 次に定める日。ただし、当該日が前各号に掲げる日に当たるときは、その翌日とする。

ア 第3日曜日

イ 1月4日及び12月28日

(6) 蔵書点検整理期間（4月1日から翌年3月31日までの期間で14日以内）

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が図書館を管理する場合にあっては、休館日は、教育委員会規則で定める。

4 前3項の規定にかかわらず、館長は、特に必要があると認めるときは、休館日

を変更することができる。

(差別的取扱いの禁止等)

第12条 指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が施設等を利用することを拒んではならない。

2 指定管理者は、市民が施設等を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者

(5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者

(6) 前各号に掲げる者のほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(利用権の譲渡の禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

(原状回復義務)

第15条 図書館の利用者は、利用を終了したときは、原状に復さなければならぬ。

(使用料)

第16条 施設等の使用料は、無料とする。

(事業報告書)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、教育委員会規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第19条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第18条 教育委員会は、施設等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に、若しくは必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第19条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者及び図書館の管理に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設等の管理において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後も、同様とする。

(図書館協議会)

第21条 図書館に法第14条の規定に基づき、都城市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、12人以内とする。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、図書館が社会的機能を果たすため教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 教育委員会の諮問に応じて、図書館の運営に関し調査審議すること。

(2) 図書館の行う図書館奉仕について、教育委員会に意見を述べること。

(損害賠償)

第22条 故意又は過失によって施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(教育委員会による管理)

第23条 第7条第1項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第19条第1項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、教育委員会が行う。この場合において、第13条中「指定管理者」とあるのは「館長」と読み替えるものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(罰則)

第25条 施設等を無断で利用し、又はこれにより収益した者及び故意に汚損し、損傷し、又は滅失した者については、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(都城市立図書館協議会の委員に係る経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の都城市立図書館条例第6条第3項の規定により都城市立図書館協議会の委員として委嘱又は任命された者は、第21条第3項の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱又は任命されたものとみなされた委員の任期は、第21条第4項の規定にかかわらず、平成28年8月31日までとする。

(図書館本館移転に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日から教育委員会が定める日までにおいては、第1条第2項の表中「都城市中町16街区15号」とあるのは「都城市姫城町7街区22号」とする。

(都城市高城生涯学習センター条例の一部改正)

5 都城市高城生涯学習センター条例（平成20年条例第61号）の一部を次のように

改正する。

第4条中「平成18年条例第272号」を「平成28年条例第 号」に改める。

議案第 57 号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例（平成 18 年条例第 101 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表第1の40の項及び41の項を次のように改める。

次のよう～別紙1

別表第1の42の項及び43の項を削り、同表中44の項を42の項とし、45の項から47の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

次のよう～別紙2

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別紙1

40	長期優良住宅の普及促進等に関する法律（平成11年法律第81号）による新築住宅建築等法律（平成20年法規規定する登録住宅がその全部又は一部をなす建築物の申請手数料に対する審査による长期優良住宅の普及促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	建築物1棟の認定申請に係る新築住宅がその全部又は一部をなす建築物の戸数	ア 1戸のとき。 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 オ 25戸を超えるとき。	7,000円 13,000円 23,000円 34,000円 63,000円 108,000円 178,000円 219,000円 234,000円	当該認定に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2に掲げる金額を加えた金額とする。
			ア 1戸のとき。 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 オ 25戸を超えるとき。	9,000円 18,000円 32,000円 46,000円	

	宅がその 全部又は 一部をな す建築物 の住宅の 戸数	のとき。 86,000円 カ 50戸を超える100戸以 下のとき。 147,000 円 キ 100戸を超える200戸以 下のとき。 243,000 円 ク 200戸を超える300戸以 下のとき。 298,000 円 ケ 300戸を超えると き。 318,000円
登録住宅性能評 価機関により交 付された住宅性 能評価書の提出 がある場合	建築物 1 棟の認定 申請に係 る住宅が その全部 又は一部 をなす建 築物の住 宅の戸数	ア 1戸のとき。 15,000円 イ 1戸を超える5戸以下 のとき。 47,000円 ウ 5戸を超える10戸以下 のとき。 76,000円 エ 10戸を超える25戸以下 のとき。 145,000円 オ 25戸を超える50戸以下 のとき。 247,000円 カ 50戸を超える100戸以 下のとき。 392,000 円 キ 100戸を超える200戸以 下のとき。 712,000 円 ク 200戸を超える300戸以 下のとき。 978,000

		円 ケ 300戸を超えるとき。 1,176,000円
事前審査適合計	建築物 1 画であることを 証明する書類又 は登録住宅性能 評価機関により 交付された住宅 性能評価書の提 出がない場合	ア 1戸のとき。 棟の認定 51,000円 申請に係 る新築住 宅がその 全部又は 一部をな す建築物 の住宅の 戸数 のとき。 121,000円 ウ 5戸を超え10戸以下 のとき。 194,000円 エ 10戸を超え25戸以下 のとき。 384,000円 オ 25戸を超え50戸以下 のとき。 688,000円 カ 50戸を超え100戸以 下のとき。 1,182,000円 キ 100戸を超え200戸以 下のとき。 2,189,000円 ク 200戸を超え300戸以 下のとき。 3,129,000円 ケ 300戸を超えるとき。 3,835,000円
	建築物 1 棟の認定 申請に係 る長期使 用構造等 とするた	ア 1戸のとき。 72,000円 イ 1戸を超え5戸以下 のとき。 169,000円 ウ 5戸を超え10戸以下 のとき。 271,000円

		めの増築 又は改築 を行う住 宅がその 全部又は 一部をな す建築物 の住宅の 戸数	エ 10戸を超え25戸以下 のとき。 537,000円 オ 25戸を超え50戸以下 のとき。 961,000円 カ 50戸を超え100戸以 下のとき。 1,653,000円 キ 100戸を超え200戸以 下のとき。 3,060,000円 ク 200戸を超え300戸以 下のとき。 4,377,000円 ケ 300戸を超えると き。 5,365,000円		
41	長期優良住宅の普及促進に関する法律第8条に掲げられる場合を除く。)	基本額（登録住宅性能評価機関による交付された新築住宅の提出がある場合を除く。）	建築物 1棟の認定申請に係る新築住宅がその戸数	ア 1戸のとき。 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 13,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 23,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 34,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 63,000円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 108,000円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 178,000円	当該認定に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応

		円 ク 200戸を超えると ケ 300戸を超えると き。 234,000円	じ、別表第2に 掲げる金額を加 下のとき。 219,000えた金額とす る。
建築物 1	ア 棟の認定 申請に係る長期使用構造等 めの増築又は改築 を行う住宅 全部又は一部をなす建築物 の住宅の戸数	1戸のとき。 イ 1戸を超えると ウ 5戸を超えると エ 10戸を超えると オ 25戸を超えると カ 50戸を超えると 下のとき。 147,000円 キ 100戸を超えると 下のとき。 243,000円 ク 200戸を超えると ケ 300戸を超えると き。 318,000円	9,000円 イ 1戸を超えると のとき。 18,000円 ウ 5戸を超えると のとき。 32,000円 エ 10戸を超えると のとき。 46,000円 オ 25戸を超えると のとき。 86,000円 カ 50戸を超えると 下のとき。 147,000円 キ 100戸を超えると 下のとき。 243,000円 ク 200戸を超えると ケ 300戸を超えると き。 318,000円
登録住宅性能評価機関により交付された住宅性	建築物 1	ア 棟の認定 申請に係る長期使用構造等 めの増築又は改築 を行う住宅 全部又は一部をなす建築物 の住宅の戸数	1戸のとき。 イ 1戸を超えると ウ 5戸を超えると エ 10戸を超えると オ 25戸を超えると カ 50戸を超えると 下のとき。 147,000円 キ 100戸を超えると 下のとき。 243,000円 ク 200戸を超えると ケ 300戸を超えると き。 318,000円
		ア 棟の認定 申請に係る長期使用構造等 めの増築又は改築 を行う住宅 全部又は一部をなす建築物 の住宅の戸数	1戸のとき。 イ 1戸を超えると ウ 5戸を超えると エ 10戸を超えると オ 25戸を超えると カ 50戸を超えると 下のとき。 147,000円 キ 100戸を超えると 下のとき。 243,000円 ク 200戸を超えると ケ 300戸を超えると き。 318,000円

	能評価書の提出 がある場合	る住宅が その全部 又は一部 をなす建 築物の住 宅の戸数	のとき。 47,000円 ウ 5戸を超える10戸以下 のとき。 76,000円 エ 10戸を超える25戸以下 のとき。 145,000円 オ 25戸を超える50戸以下 のとき。 247,000円 カ 50戸を超える100戸以 下のとき。 392,000 円 キ 100戸を超える200戸以 下のとき。 712,000 円 ク 200戸を超える300戸以 下のとき。 978,000 円 ケ 300戸を超えると き。 1,176,000円
	長期優良住宅の 普及の促進に する法律第6条 第1項第1号に ある変更があ る場合（変更に 係る一部をな す建築物等が事 前の住宅の戸 数で登録住宅 性能評価書の提 出がある場合）	建築物 1 棟の認定 申請に係 る新築住 宅がその 全部又は 一部をな す建築物 等が事前 の住宅の 戸数	ア 1戸のとき。 38,000円 イ 1戸を超える5戸以下 のとき。 97,000円 ウ 5戸を超える10戸以下 のとき。 153,000円 エ 10戸を超える25戸以下 のとき。 316,000円 オ 25戸を超える50戸以下 のとき。 579,000円 カ 50戸を超える100戸以 下のとき。

	機関により交付された住宅性能評価書の提出がある場合を除く。) の申請に対する審査の加算額	1, 017, 000円 キ 100戸を超える200戸以下のとき。 1, 907, 000円 ク 200戸を超える300戸以下のとき。 2, 772, 000円 ケ 300戸を超えるとき。 3, 429, 000円	
	建築物 1 棟の認定 申請に係る長期使用構造等 めの増築 又は改築 を行う住宅がその全部又は一部をなす建築物 の住宅の戸数	ア 1戸のとき。 53, 000円 イ 1戸を超える5戸以下のとき。 135, 000円 ウ 5戸を超える10戸以下のとき。 215, 000円 エ 10戸を超える25戸以下のとき。 443, 000円 オ 25戸を超える50戸以下のとき。 811, 000円 カ 50戸を超える100戸以下のとき。 1, 425, 000円 キ 100戸を超える200戸以下のとき。 2, 673, 000円 ク 200戸を超える300戸以下のとき。 3, 885, 000円 ケ 300戸を超えるとき。 4, 805, 000円	

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる基準に係る変更がある場合（変更に対する建築物計画等が事前審査適合計画である場合又は登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書の提出がある場合を除く。）の申請に対する審査の加算額	建築物1棟の認定申請に係る新築住宅がその全部又は一部をなす建築物の戸数	ア 1戸のとき。
		イ 1戸を超え5戸以下のとき。 11,000円
		ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 16,000円
		エ 10戸を超え25戸以下のとき。 32,000円
		オ 25戸を超え50戸以下のとき。 44,000円
		カ 50戸を超え100戸以下のとき。 55,000円
		キ 100戸を超え200戸以下のとき。 99,000円
		ク 200戸を超え300戸以下のとき。 131,000円
		ケ 300戸を超えるとき。 164,000円
算額	建築物1棟の認定申請に係る長期使用構造等による増築又は改築を行う住宅がその全部又は	ア 1戸のとき。
		イ 1戸を超え5戸以下のとき。 15,000円
		ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 22,000円
		エ 10戸を超え25戸以下のとき。 45,000円
		オ 25戸を超え50戸以下のとき。 60,000円
		カ 50戸を超えるとき。 100,000円

一部をな す建築物 の住宅の 戸数	下のとき。 キ 100戸を超え200戸以 下のとき。 134,000 円	75,000円
	ク 200戸を超え300戸以 下のとき。 179,000 円	
	ケ 300戸を超えると き。 224,000円	

別紙2

46 建築物のエネルギー消費性能の向上計画認定申請手数料に対する審査	建築物省エネ法第30条に基づく法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といいます。）第29条第1項書類（以下「この項における建築物」）に基づく建築物にて「適合の全部又は一部が消費性能向上する。」の提出計画の認定の申請に合意する審査	認定申請に係る建築物1棟につき、建築物1棟に係る建築物1棟の全部又は一部が、戸建住宅の場合は、床面積の合計が300平方メートル未満のもの、9,000円、300平方メートル以上の場合は、2,000平方メートル未満のもの、20,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの、44,000円、5,000平方メートル以上のもの、78,000円	1 当該認定に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2に掲げる金額を加えた金額とする。
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が、非住宅の複合建築物で	2 認定申請に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物で

		<p>非住宅で ある場合 の非住宅 部分</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの 78,000 円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの 123,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの 156,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートル 以上のもの 195,000 円</p>	<p>ある場合 は、それぞ れの区分に より算定し た額の合計 とする。</p> <p>3 建築物工 ネルギー消 費性能向上 計画変更認 定申請手数 料について は、それぞ れの区分に より算定し た額の1/2と する。</p>
適合証等の 提出がない 場合	認定申請 に係る建 築物 1棟 の全部又 は一部が 戸建住宅 である場 合の住宅 部分	<p>ア 床面積の合計が200 平方メートル未満の もの 34,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200 平方メートル以上の もの 38,000円</p>	

		<p>認定申請ア 床面積の合計が300 に係る建 平方メートル未満の 築物 1棟 もの 68,000円</p> <p>の全部又イ 床面積の合計が300 は一部が 平方メートル以上 共同住宅 2,000平方メートル未 である場 満のもの 112,000円</p> <p>合の住宅ウ 床面積の合計が 部分 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの 191,000 円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートル以 上のもの 273,000円</p>
		<p>認定申請ア 床面積の合計が300 に係る建 平方メートル未満の 築物 1棟 もの 221,000円</p> <p>の全部又イ 床面積の合計が300 は一部が 平方メートル以上 非住宅で 2,000平方メートル未 ある場合 満のもの 358,000円</p> <p>の建築物ウ 床面積の合計が エネルギー 2,000平方メートル以 一消費性 上5,000平方メートル 能基準等 未満のもの 510,000 を定める 円</p> <p>省令（平エ 床面積の合計が 成28年経 5,000平方メートル以 済産業省 上10,000平方メート</p>

	令・国土 交通省令 第1号。オ 項及び次 項において 「省 令」とい う。) 第 8条第1 項第1号 イ(1)及 びロ(1) により計 画された 非住宅部 分	ル未満のもの 628,000円 床面積の合計が 以下この 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの 742,000円 床面積の合計が 25,000平方メートル 以上のもの 846,000 円
	認定申請 に係る建 築物1棟 の全部又 は一部が 非住宅で ある場合 の省令第 8条第1 項第1号 イ(2)及 びロ(2) により計 画された 非住宅部 分	ア 床面積の合計が300 平方メートル未満の もの 85,000円 イ 床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの 142,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの 230,000 円 エ 床面積の合計が

			画された 非住宅部 分	5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの 300,000円	
			オ	床面積の合計が 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの 360,000円	
			カ	床面積の合計が 25,000平方メートル 以上のもの 422,000円	
47	建築物省エネ法第36条 エネルギー第1項の規 ルギ定に基づく定する基準又 一消建築物の工に係る技術は一部が 費性ネルギー消的審査に適戸建住宅 能基費性能に係合すると認である場 準適る認定の申められた書合の住宅 合認請に対する類（以下部分 定申審查 請手 数料	建築物省エネ法第36条 エネルギー第1項に規定する建築物 1棟 建築物1棟 の全部又 は一部が 戸建住宅 である場 合の住宅 類（以下部分 この項にお いて「適合に係る建 築物1棟 う。）の提 出がある場 合 の全部又 は一部が 共同住宅 である場 合の住宅 の合計が 300平方メートル未満のもの 9,000円 床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの 20,000円 ウ 床面積の合計が	建築物1棟につき 5,000円 建築物1棟 の全部又 は一部が 戸建住宅 である場 合の住宅 類（以下部分 この項にお いて「適合に係る建 築物1棟 う。）の提 出がある場 合 の全部又 は一部が 共同住宅 である場 合の住宅 の合計が 300平方メートル未満のもの 9,000円 床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの 20,000円 ウ 床面積の合計が	認定申請に係 る建築物が住 宅と非住宅の 複合建築物で ある場合は、 それぞれの区分 により算定 した額の合計 とする。	

		部分	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 78,000円
	認定申請	ア 床面積の合計が300に係る建 築物 1棟 の全部又は一部が 非住宅で ある場合 の非住宅 部分 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの カ 床面積の合計が	平方メートル未満のもの 9,000円 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 78,000円 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 123,000円 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 156,000円

		25,000 平方メートル 以上のもの 195,000 円	
適合証等の認定申請提出がない場合	に係る建築物 1 棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)によりエネルギー消費性能を確かめられた住宅部分	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上ものの 38,000円	
	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が共同住宅である場合の省令	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 68,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 112,000円 ウ 床面積の合計が	

		<p>第1条第1項第2号イ(1)及び(2)によるもの</p> <p>(1)によつて床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2)によつて床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>の全部又は一部が戸建住宅である場合の省令第1条第1項第2号イ(2)及び(2)によるもの</p>
		<p>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 191,000円</p> <p>5,000平方メートル以上のもの 273,000円</p>

		<p>認定申請ア 床面積の合計が300 に係る建 平方メートル未満の 築物 1棟 もの 33,000円</p> <p>の全部又イ 床面積の合計が300 は一部が 平方メートル以上 共同住宅 2,000平方メートル未 である場 満のもの 56,000円</p> <p>合の省令ウ 床面積の合計が 第1条第 2,000平方メートル以 1項第2 上5,000平方メートル 号イ(2) 未満のもの 101,000 及びロ 円</p> <p>(2)によエ 床面積の合計が りエネル 5,000平方メートル以 ギー消費 上のもの 152,000円 性能を確 かめられ た住宅部 分</p>
		<p>認定申請ア 床面積の合計が300 に係る建 平方メートル未満の 築物 1棟 もの 221,000円</p> <p>の全部又イ 床面積の合計が300 は一部が 平方メートル以上 非住宅で 2,000平方メートル未 ある場合 満のもの 358,000円</p> <p>の省令第ウ 床面積の合計が 1条第1 2,000平方メートル以 項第1号 上5,000平方メートル イにより 未満のもの 510,000</p>

		エネルギー	円
一消費性	エ	床面積の合計が	
能を確か	メ	5,000平方メートル以	
められた	メ	上10,000平方メート	
非住宅部	ル	ル未満のもの	
分		628,000円	
オ	メ	床面積の合計が	
	メ	10,000平方メートル	
	メ	以上25,000平方メー	
	ル	トル未満のもの	
		742,000円	
カ	メ	床面積の合計が	
	メ	25,000平方メートル	
	メ	以上のもの 846,000	
		円	
認定申請	ア	床面積の合計が300	
に係る建	メ	平方メートル未満の	
築物 1棟	メ	もの 85,000円	
の全部又イ	メ	床面積の合計が300	
は一部が	メ	平方メートル以上	
非住宅で	メ	2,000平方メートル未	
ある場合	メ	満のもの 142,000円	
の省令第ウ	メ	床面積の合計が	
1条第1項第1号	メ	2,000平方メートル以	
ロにより	メ	上5,000平方メートル	
エネルギー	メ	未満のもの 230,000	
一消費性	エ	床面積の合計が	
能を確か	メ	5,000平方メートル以	
められた	メ	上10,000平方メート	

		非住宅部 分	ル未満のもの 300,000円 オ 床面積の合計が 10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの 360,000円 カ 床面積の合計が 25,000平方メートル 以上のもの 422,000 円
--	--	-----------	---

都使審第 17 号
平成 28 年 2 月 3 日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会

会長 鶴田 勝

使用料等の額の制定について（答申）

平成 28 年 1 月 14 日付け都財第 618 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 都城職業訓練センターの施設使用料の制定について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表 1]のとおり制定することが適当である。

2 既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定審査等に係る手数料の制定について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表 2]のとおり制定することが適当である。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定審査等に係る手数料の制定について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表 3]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会長 鶴田 勝
委員 永野 修一郎
有馬 妙子
倉吉 悅子

[別表 1]

都城職業訓練センターの施設使用料

施設名	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
多目的室	1 時間	400円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
一般教室		400円	
一般教室（和室）		200円	
冷暖房設備		100円	

〔別表 2〕

都城市手数料条例（別表第1）

40 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 及び

41 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 を抜粋

種類	区分	単位	金額	備考
40 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条に掲げる申請に対する審査	建築物1棟の認定申請に係る長期使用構造等とするための増築または改築を行う住宅が、その全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。 9,000円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 18,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 32,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 46,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 86,000円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 147,000円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 243,000円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。 298,000円 ケ 300戸を超えるとき。 318,000円	当該認定に係る長期住宅の関連法律第2条の規定により基準適合審査申場合は、建築面積並びに床面積並びに建築物の構造等に応じて別表第2に掲げる金額を加えた金額とする。
	事前審査適合計画であることを証明する書類又は登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書の提出がない場合		ア 1戸のとき。 72,000円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 169,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 271,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 537,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 961,000円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 1,653,000円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 3,060,000円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。 4,377,000円 ケ 300戸を超えるとき。 5,365,000円	

41 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及促進に関する法律第8掲変更による申対する審査	基本額（登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書の提出がある場合を除く。）	建築物1棟の認定申請に係る長期使用構造等とするための増築または改築を行う住宅が、その全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。 9,000円 イ 1戸を超える5戸以下のとき。 18,000円 ウ 5戸を超える10戸以下のとき。 32,000円 エ 10戸を超える25戸以下のとき。 46,000円 オ 25戸を超える50戸以下のとき。 86,000円 カ 50戸を超える100戸以下のとき。 147,000円 キ 100戸を超える200戸以下のとき。 243,000円 ク 200戸を超える300戸以下のとき。 298,000円 ケ 300戸を超えるとき。 318,000円	認定で良普進する6項目に建築関係適かの受うるあ當物積並築の区画に表第2に別表掲げた金額とする。
				ア 1戸のとき。 53,000円 イ 1戸を超える5戸以下のとき。 135,000円 ウ 5戸を超える10戸以下のとき。 215,000円 エ 10戸を超える25戸以下のとき。 443,000円 オ 25戸を超える50戸以下のとき。 811,000円 カ 50戸を超える100戸以下のとき。 1,425,000円 キ 100戸を超える200戸以下のとき。 2,673,000円 ク 200戸を超える300戸以下のとき。 3,885,000円 ケ 300戸を超えるとき。 4,805,000円	
				ア 1戸のとき。 9,000円 イ 1戸を超える5戸以下のとき。 15,000円 ウ 5戸を超える10戸以下のとき。 22,000円 エ 10戸を超える25戸以下のとき。 45,000円 オ 25戸を超える50戸以下のとき。 60,000円 カ 50戸を超える100戸以下のとき。 75,000円 キ 100戸を超える200戸以下のとき。 134,000円 ク 200戸を超える300戸以下のとき。 179,000円 ケ 300戸を超えるとき。 224,000円	

[別表3]

都城市手数料条例（別表第1）

46 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 及び

47 建築物エネルギー消費性能基準適合に係る認定申請手数料 を抜粋

種類	区分	単位	金額	備考
46 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に係る技術的法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の住宅部分	建築物1棟につき 5,000円	1 当該認定に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2に掲げる金額を加えた金額とする。
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が共同住宅である場合の住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 78,000円	
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 78,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 123,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 156,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 195,000円	
	適合証等の提出がない場合	認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の住宅部分	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円	
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が共同住宅である場合の住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 68,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 112,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 191,000円	
				2 認定申請に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物である場合は、それぞれの区分により算定した額の合計とする。 3 建築物

				エ ベ面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 273,000円	エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については、それぞれの区分により算定した額の1/2とする。
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「省令」という。）第8条第1項第1号イ(1)及びロ(1)により計画された非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 221,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 358,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 510,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 628,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 742,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 846,000円		
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の省令第8条第1項第1号イ(2)及びロ(2)により計画された非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 85,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 142,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 300,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 360,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 422,000円		
47 建築物エネルギー消費性能基準適合に関する認定申請手数料	建築物省エネ法第36条第1項に規定する基準に係る技術的審査に適合すると認められた書類(以下この項において「適合証等」という。)の提出がある場合	認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の住宅部分	建築物1棟につき 5,000円		
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が共同住宅である場合の住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 78,000円		

	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が非住宅である場合の非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	9,000円 26,000円 78,000円 123,000円 156,000円 195,000円
適合証等の提出がない場合	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)によりエネルギー消費性能を確かめられた住宅部分	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	34,000円 38,000円
	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が共同住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)によりエネルギー消費性能を確かめられた住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	68,000円 112,000円 191,000円 273,000円
	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)によりエネルギー消費性能を確かめられた住宅部分	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	18,000円 19,000円
	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が共同住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)によりエネルギー消費性能を確かめられた住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	33,000円 56,000円 101,000円 136

		以上のもの	152,000円
認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が非住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 1 号イによりエネルギー消費性能を確かめられた非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの オ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	221,000円 358,000円 510,000円 628,000円 742,000円 846,000円	
認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が非住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 1 号ロによりエネルギー消費性能を確かめられた非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	85,000円 142,000円 230,000円 300,000円 360,000円 422,000円	

議案第 58 号

都城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 18 年条例第 222 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宣永

都城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

都城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年条例第222号）の一部を次のように改正する。

別表第2 中央東部地区地区整備計画区域の項中

「

次に掲げる建築物

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第7号に該当するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に該当するもの
- (3) 勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (4) 自動車教習所
- (5) 倉庫業を営む倉庫
- (6) 令第130条の7で定める規模の畜舎
- (7) 自動車修理工場

を

」

「

次に掲げる建築物

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第4号までに該当するもの
- (2) 風営法第2条第6項各号に該当するもの
- (3) 風営法第2条第11項に該当するもの
- (4) 勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (5) 自動車教習所
- (6) 倉庫業を営む倉庫
- (7) 令第130条の7で定める規模の畜舎
- (8) 自動車修理工場

に

」

改め、同表志比田東部地区地区整備計画区域の項中「もの。」を「もの」に改め、

「、ダンスホール」を削り、同表西都城駅東口地区地区整備計画区域の項中

「

次に掲げる建築物

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項
第1号から第6号まで又は第8号に該当するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項
各号に該当するもの
- (3) ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類
するもの
- (4) 自動車教習所
- (5) 倉庫業を営む倉庫
- (6) 令第130条の7で定める規模の畜舎

を

」

「

次に掲げる建築物

- (1) 風営法第2条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する
もの
- (2) 風営法第2条第6項各号に該当するもの
- (3) 風営法第2条第11項に該当するもの
- (4) ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類
するもの
- (5) 自動車教習所
- (6) 倉庫業を営む倉庫
- (7) 令第130条の7で定める規模の畜舎

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

議案第 59 号

都城市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

都城市建築審査会条例（平成 18 年条例第 241 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市建築審査会条例の一部を改正する条例

都城市建築審査会条例（平成18年条例第241号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1項中「会議」の次に「（以下「会議」という。）」を加え、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 60 号

都城市山村定住みやざきの家条例の一部を改正する条例の制定について

都城市山村定住みやざきの家条例（平成 18 年条例第 250 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市山村定住みやざきの家条例の一部を改正する条例

都城市山村定住みやざきの家条例（平成18年条例第250号）の一部を次のように改正する。

別表中

笛水団地A棟	都城市高崎町笛水 1261番地12	平成 10	木造平屋建	戸 1
東霧島団地D棟	都城市高崎町東霧島 741番地15	平成 11	木造平屋建	戸 1

を

「

東霧島団地D棟	都城市高崎町東霧島 741番地15	平成 11	木造平屋建	戸 1
---------	----------------------	----------	-------	--------

に改める。

」

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 61 号

都城市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

都城市墓地条例（平成 18 年条例第 152 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市墓地条例の一部を改正する条例

都城市墓地条例（平成 18 年条例第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民の利用に供するため、市に墓地を設置する。

第 3 条中「市内に住所を有する者」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市内に本籍又は住所を有する者
- (2) 祭祀^{さいし}を主宰する者

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 市長は、その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利することとなると認めるときは、墓地の使用を許可しない。

第 10 条中「6 平方メートル」を「20 平方メートル」に改める。

第 11 条第 1 項ただし書中「3 親等内」を「4 親等内」に改め、同条第 2 項中「市内に住所を有する者」を「第 3 条各号のいずれにも該当する者」に改める。

第 13 条を次のように改める。

（代理人の選任届）

第 13 条 使用者は、市外に住所を有する場合又は市外に住所を有することとなる場合は、使用区画の管理を代理させるために市内又は市に隣接する市町に住所を有する者を代理人に選任し、市長に届け出なければならない。ただし、市に隣接する市町に住所を有する場合又は住所を有することとなる場合は、この限りでない。

第 14 条中「使用者は」の次に「、本籍」を加える。

第 21 条第 1 項第 3 号中「損傷し、又は汚損する」を「汚損し、損傷し、又は滅失する」に改める。

第 23 条中「滅失し、又はき損」を「汚損し、損傷し、又は滅失」に改める。

第 24 条第 1 項中「西墓地」を「都城市西墓地」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 62 号

都城市職業訓練センター条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職業訓練センター条例（平成 18 年条例第 208 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市職業訓練センター条例の一部を改正する条例

都城市職業訓練センター条例（平成18年条例第208号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 第13条に規定する使用料の徴収に関する業務
- (4) 第13条第3項の規定により利用料金として收受させる場合において、当該利用料金の減免及び還付に関する業務

第8条第2項第2号及び第10条第3号中「滅失又は損傷する」を「汚損し、損傷し、又は滅失する」に改める。

第13条を次のように改める。

(使用料の徴収)

第13条 施設等の使用料は、別表のとおりとする。

2 利用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

3 市長は、施設等の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第1項の使用料に代えて、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、当該利用料金は、第1項の規定にかかわらず、別表に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

4 前項の規定により指定管理者に利用料金を收受させるときは、次条及び第15条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第20条を第22条とする。

第19条中「第16条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第21条とする。

第18条中「滅失又は損傷した」を「汚損し、損傷し、又は滅失した」に改め、同条を第20条とする。

第17条を第19条とし、第14条から第16条までを2条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の2条を加える。

(使用料の減免)

第14条 市が公用で利用する場合又は指定管理者が利用する場合は、使用料は、徴収しない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、特別の理由があると認めるときは、使用料(冷暖房設備使用料を除く。)を減額することができる。

(使用料の還付)

第15条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。
- (2) 市長の都合により、利用許可の取消し等をしたとき。
- (3) 利用者が利用しなくなった場合又は利用を変更した場合において、市長が還付することを適當と認めたとき。

2 前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付の手続、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

次の別表～別紙

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別紙

別表（第13条関係）

施設名	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
多目的室	1時間	400円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。 この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
一般教室	同上	400円	同上
一般教室（和室）	同上	200円	同上
冷暖房設備	同上	100円	同上

都使審第17号
平成28年2月3日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会

会長 鶴田 勝

使用料等の額の制定について（答申）

平成28年1月14日付け都財第618号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 都城職業訓練センターの施設使用料の制定について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表1]のとおり制定することが適當である。

2 既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定審査等に係る手数料の制定について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表2]のとおり制定することが適當である。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定審査等に係る手数料の制定について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表3]のとおり制定することが適當である。

審議会委員

会長 鶴田 勝
委員 永野 修一郎
有馬 妙子
倉吉 悅子

[別表 1]

都城職業訓練センターの施設使用料

施設名	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
多目的室	1 時間	400円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
一般教室		400円	
一般教室（和室）		200円	
冷暖房設備		100円	

[別表 2]

都城市手数料条例（別表第1）

40 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 及び

41 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 を抜粋

種類	区分	単位	金額	備考
40 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条に掲げる申請に対する審査	建築物1棟の認定申請に係る長期使用構造等とするための増築または改築を行う住宅が、その全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。 9,000円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 18,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 32,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 46,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 86,000円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 147,000円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 243,000円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。 298,000円 ケ 300戸を超えるとき。 318,000円	当該認定に係る長期住宅の関連法律第2条の規定により基準適合審査申場合は、建築面積並びに床面積並びに建築物の構造等に応じて別表第2に掲げる金額を加えた金額とする。
	事前審査適合計画であることを証明する書類又は登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書の提出がない場合		ア 1戸のとき。 72,000円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 169,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 271,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 537,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 961,000円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 1,653,000円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 3,060,000円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。 4,377,000円 ケ 300戸を超えるとき。 5,365,000円	

41 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及促進に関する法律第8掲変更による申対する審査	基本額（登録住宅性能評価機関により交付された住宅性能評価書の提出がある場合を除く。）	建築物1棟の認定申請に係る長期使用構造等とするための増築または改築を行う住宅が、その全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。 9,000円 イ 1戸を超える5戸以下のとき。 18,000円 ウ 5戸を超える10戸以下のとき。 32,000円 エ 10戸を超える25戸以下のとき。 46,000円 オ 25戸を超える50戸以下のとき。 86,000円 カ 50戸を超える100戸以下のとき。 147,000円 キ 100戸を超える200戸以下のとき。 243,000円 ク 200戸を超える300戸以下のとき。 298,000円 ケ 300戸を超えるとき。 318,000円	認定で良普進する6項目に建築関係適かの受うるあ當物積並築の区画のび設工件数に応じ、別表第2に掲げる金額を加えた金額とする。
				ア 1戸のとき。 53,000円 イ 1戸を超える5戸以下のとき。 135,000円 ウ 5戸を超える10戸以下のとき。 215,000円 エ 10戸を超える25戸以下のとき。 443,000円 オ 25戸を超える50戸以下のとき。 811,000円 カ 50戸を超える100戸以下のとき。 1,425,000円 キ 100戸を超える200戸以下のとき。 2,673,000円 ク 200戸を超える300戸以下のとき。 3,885,000円 ケ 300戸を超えるとき。 4,805,000円	
				ア 1戸のとき。 9,000円 イ 1戸を超える5戸以下のとき。 15,000円 ウ 5戸を超える10戸以下のとき。 22,000円 エ 10戸を超える25戸以下のとき。 45,000円 オ 25戸を超える50戸以下のとき。 60,000円 カ 50戸を超える100戸以下のとき。 75,000円 キ 100戸を超える200戸以下のとき。 134,000円 ク 200戸を超える300戸以下のとき。 179,000円 ケ 300戸を超えるとき。 224,000円	

[別表3]

都城市手数料条例（別表第1）

46 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 及び

47 建築物エネルギー消費性能基準適合に係る認定申請手数料 を抜粋

種類	区分	単位	金額	備考
46 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物省エネ法第30条第1項に掲げる基準に係る技術的法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の住宅部分	建築物1棟につき 5,000円	1 当該認定に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2に掲げる金額を加えた金額とする。
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が共同住宅である場合の住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 78,000円	
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 78,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 123,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 156,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 195,000円	
	適合証等の提出がない場合	認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の住宅部分	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円	
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が共同住宅である場合の住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 68,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 112,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 191,000円	
				2 認定申請に係る建築物が住宅と非住宅の複合建築物である場合は、それぞれの区分により算定した額の合計とする。 3 建築物

				エ ベ面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 273,000円	エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については、それぞれの区分により算定した額の1/2とする。
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「省令」という。）第8条第1項第1号イ(1)及びロ(1)により計画された非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 221,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 358,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 510,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 628,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 742,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 846,000円		
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が非住宅である場合の省令第8条第1項第1号イ(2)及びロ(2)により計画された非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 85,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 142,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 300,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 360,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 422,000円		
47 建築物エネルギー消費性能基準適合に関する認定申請手数料	建築物省エネ法第36条第1項に規定する基準に係る技術的審査に適合すると認められた書類(以下この項において「適合証等」という。)の提出がある場合	認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の住宅部分	建築物1棟につき 5,000円		
		認定申請に係る建築物1棟の全部又は一部が共同住宅である場合の住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 78,000円		

	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が非住宅である場合の非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	9,000円 26,000円 78,000円 123,000円 156,000円 195,000円
適合証等の提出がない場合	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)によりエネルギー消費性能を確かめられた住宅部分	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	34,000円 38,000円
	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が共同住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)によりエネルギー消費性能を確かめられた住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	68,000円 112,000円 191,000円 273,000円
	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が戸建住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)によりエネルギー消費性能を確かめられた住宅部分	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	18,000円 19,000円
	認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が共同住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)によりエネルギー消費性能を確かめられた住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	33,000円 56,000円 101,000円 195,000円

		以上のもの	152,000円
認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が非住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 1 号イによりエネルギー消費性能を確かめられた非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの オ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	221,000円 358,000円 510,000円 628,000円 742,000円 846,000円	
認定申請に係る建築物 1 棟の全部又は一部が非住宅である場合の省令第 1 条第 1 項第 1 号ロによりエネルギー消費性能を確かめられた非住宅部分	ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの ウ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの オ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの カ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	85,000円 142,000円 230,000円 300,000円 360,000円 422,000円	

議案第 64 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び都城市都市公園条例（平成 22 年条例第 42 号）第 4 条第 1 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市高城運動公園屋内競技場

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人高城スポーツクラブ

3 指定の期間

平成 28 年 6 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 2 月 26 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市高城運動公園屋内競技場指定管理者候補者選定の概要

都城市高城運動公園屋内競技場の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成28年3月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

特定非営利活動法人 高城スポーツクラブ

(2) 代表者名

七村 兼治

(3) 所在地

宮崎県都城市高城町穂満坊2492番地

(4) 設立年月日

平成22年10月29日

(5) 従業員数

理事長(非常勤)1名、職員1名、嘱託職員4名、パート1名

(6) 業務内容

- ① 各種スポーツ教室、スポーツサークルに関する事業
- ② 各種スポーツ大会、スポーツイベントに関する事業
- ③ 各種スポーツ研修会、講習会の開催事業
- ④ スポーツ指導者の育成、派遣事業
- ⑤ スポーツ及び健康増進活動の企画、運営受託事業
- ⑥ 主にスポーツに関する情報収集及び提供
- ⑦ 公共スポーツ施設の管理委託業務
- ⑧ 学術、文化、芸術の振興を図るための事業
- ⑨ その他、本法人の目的達成のための必要な事業

2. 指定期間

平成28年6月1日～平成33年3月31日(4年10か月間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高城運動公園屋内競技場 (都城市高城町穂満坊2492番地)	延床面積：4, 897 m ²

(2) 業務概要

- ① 利用の許可、行為の制限許可、利用許可の取消し等、利用の禁止又は制限及び原状回復に関する業務
- ② 利用料の徴収に関する業務
- ③ 利用料の減免・還付に関する業務
- ④ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- ⑤ 施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

都城市高城運動公園施設（以下「運動公園施設」という。）の管理運営は、平成28年度以降も現在の指定管理者である特定非営利活動法人高城スポーツクラブが行うこととなっており、今回新設する屋内競技場についても、既存の運動公園施設の管理運営実績、ノウハウ等を有した現在の指定管理者が一体的に管理運営を行うことにより、運動公園施設の効率・効果的な管理運営が期待できるため

(2) 申請書類の審査結果

・住民の平等な利用の確保について

毎月の貸出調整会議の開催や公平な施設貸出の計画が提案されており、平等な利用の効率的な運営が期待できる。

・施設の効用の最大限の発揮について

運動公園施設全体の貸出し・受付業務を行いながら、細部に行き届いた施設管理の計画が提案されており、施設の効率的な発揮が期待できる。

・管理経費の縮減について

経費節減・人員配置等の計画が提案されており、管理経費の効率的な縮減が期待できる。

・管理運営能力について

高城運動公園の他施設（体育館、野球場等）と一体となった人員・連絡・勤務・責任体制の計画が提案されており、屋内競技場を含めた運動公園が一体となった効率的な管理運営が期待できる。

申請団体名 特定非営利活動法人高城スポーツクラブ
希望する施設名 都城市高城運動公園屋内競技場

事業計画概要版

1. 市民の平等な利用に関すること

**「公の施設の設置目的」と「公の施設の管理者としての心得」を十分理解し、
市民の平等な利用を管理運営の基本に置き、
市民に親しまれ、信頼される施設づくりに取組みます。**

公の施設を管理することの意味を十分理解し、維持管理運営にあたります。

1.1 管理運営の基本方針等

(1) 管理運営の基本方針

都城市高城運動公園屋内競技場（以下、本施設）の設置目的及び運営方針に基づき、本施設の管理運営の基本方針を以下のように定めます。

- ① 利用者目線に立ったサービス
 - ・すべては利用者のために
 - ・利用者との信頼関係
- ② 安全・安心の施設の提供
 - ・安全第一と衛生管理
 - ・公共施設の管理者としての心構え
- ③ 故郷・都城の活気あるまちづくり、そして、笑顔あふれるまち都城
 - ・地域との連携
 - ・施設の特長の発揮
- ④ 利用促進と広報活動
 - ・リピート利用と相互利用
 - ・広報活動の重視

(2) 公の施設の設置目的の理解

「都城市高城運動公園屋内競技場指定管理仕様書の I の 1 (1) 設置目的及び管理方針」を踏まえ、市民の健康の保持及び増進を図るとともに、スポーツの振興及び市民の交流に寄与するための施設として、健康づくりという視点から文化的な生活を向上させる安全で快適な空間を提供し、各施設の特徴を生かした誰もが来てみたくなる施設の管理運営をさらに推進します。

1.2 平等利用の確保

- ・条例・規則を遵守し、すべての市民が平等な条件で利用ができ、特定団体や個人に対して特段の便宜を図らず、収益事業等の特定の事業にも偏らないこととします。

1.3 相談や苦情等の対応

- ① 親切での的確な対応
- ② 相談や苦情等の対応
 - ・相談や苦情等については、スタッフ全員で真摯に協議し、平等で公正な対応をします。

1.4 環境に配慮した取り組み

「都城市環境基本条例」・「都城市環境保全条例」・「都城市環境基本計画」などを順守し、環境にやさしい施設の維持管理・運営を行い、省エネルギー、省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めます。

■ G S Aパートナーとしての活動

- ・スポーツを通しての地域貢献として「G S Aパートナー」登録を行い、「エコプレイ」に取組んでいます。
(G S Aパートナーとは、スポーツイベントや環境啓発を実施する学校、自治体、スポーツ関連団体、N P O ・ N G O などで「エコプレー」を呼びかける各種団体です。)

申請団体名 特定非営利活動法人高城スポーツクラブ
希望する施設名 都城市高城運動公園屋内競技場

事業計画概要版

2. 施設効用の発揮に関すること

住民ニーズを反映したサービス

魅力あるプログラムと効果的な広報活動により施設のさらなる活用を図ります

住民ニーズに基づく本施設の有効活用を企画・実施するとともに、これまで蓄積してきた地域ぐるみネットワークの拡大を図りつつ、創意工夫を凝らした効果的な広報活動と地道な足で稼ぐ営業活動を積極的に展開することと、施設の特性を十分に発揮する管理運営を実施し、来てみて、使ってみて、楽しんでいただける施設づくりを強化します。

2.1 利用の促進

(1) 住民ニーズに基づく利用者増

- ① 住民ニーズの把握
 - ・利用状況とお客様のニーズを的確に把握することによって利用者増に繋げます。
- ② 住民ニーズに対する迅速な対応による利用増の提案
 - ・お客様ニーズを把握し、本施設の活性化を目的とした新しいプログラムを開発していきます。
開発 ⇒ 計画 ⇒ 実施 ⇒ 評価 ⇒ 改善を繰り返しながら、常に見直しを図り、より良いプログラムに進化させます。

(2) 利用者増のための広報・PR対策

- ① 創意工夫を凝らした効果のある広報活動
 - ・ホームページの作成
 - ・広報媒体等の利用
 - ・パンフレット等の配布

(3) 体育関係団体や学校・企業・行政との連携による利用者増

(4) 関係団体や地域住民との連携、交流による利用者増

2.2 サービス・利便性の維持向上

(1) 利用者サービスの向上

- ・来館者、お客様の生の声である意見や要望は“情報の宝”です。これに「気づく」真摯な姿勢が重要であり適切な対応をとっていくことでサービスの充実に向けた取組みを行っていきます。

(2) 貸出調整会議の開催

(3) 施設の維持管理、安全管理についての的確な実施計画

- ・市民がスポーツ競技や健康増進活動を勤しむに相応しい快適な施設・環境を提供します。
- ・公共施設の管理者であることを自覚し、施設の機能が安定的に発揮できる維持管理を行い、誰もが安心して楽しくスポーツ競技や健康増進活動を行うことができる市の中核施設として、安全・安心で快適な空間づくり・環境づくりを行います。

(4) 施設の設備、機能等の有効活用

- ・施設の特性を活かしたスポーツと文化事業を展開します。
- ・本施設はスポーツ・文化活動を実施できる複合施設です。施設の特性を活かした魅力ある事業を展開します。

(5) 利用料金(案)の提案

- ・施設の利用料金は、都城市都市公園条例等に基づき適切な利用料金を徴収します。

申請団体名 特定非営利活動法人高城スポーツクラブ
希望する施設名 都城市高城運動公園屋内競技場

事業計画概要版

3. 管理経費の縮減に関すること

VFM(バリュー・フォー・マネー)を高めつつ経費縮減を図ります

サービスの品質を低下させることなく経費の縮減に取組みます。そのために関係者全員がコスト意識を持ち、日々の業務改善に取り組む職場環境づくり、気軽に意見が言える職場環境づくり、直ぐに実行する職場環境づくりを通して、自分たちの施設をVFMの高い施設に成長させます。

(VFMとは、支払いに対してもっとも価値の高いサービスを供給する考え方。)

(1) 経費削減の考え方

① 一括マネジメントと個別施設管理

② 運営業務

・本施設の一括管理運営体制による要員管理は、単体施設での要員管理より柔軟な要員計画や人材の効率的な活用が図れます。たとえば、業務内容や立地条件を勘案し、当施設間で業務を兼任されることにより経費削減を図ります。

③ 維持管理業務

・本施設常駐要員の業務の効率化が図れます。例えば、清掃、設備管理、警備業務の資格を必要としない部分の業務を互いに補完することにより、業務の効率化が図れます。

(2) 具体的な管理業務の効率化

① 本施設一括管理の取組みについて

- ・本施設を一括管理することのメリットを活かせる地道な取組みを通して地域間のつながりを強め、活力のあるまちづくりに繋げると考えられ、一括管理に関する基本的な考え方を示します。
- ・お客様ニーズの変化に迅速に対応し、「人づくり、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり」を通じた、故郷・都城の活力あるまちづくりと定め、今後5年間のアクションプランを計画します。
- ・基本方針の具体的展開
- ・公の施設として安全で安心なサービスを提供する
- ・本施設の有機的結合・連携を図る

② 施設の一括管理するための組織構成について

- ・指定管理業務責任者、管理及び運営業務副責任者、維持管理業務副責任者及び業務担当者を選任します。
- ・一括管理体制を編成することで決裁や意志決定が迅速に行うことができる体制をつくります。

③ 施設を一括管理することによるサービス向上に向けた取組み

- ・各施設の特徴を生かす取組みや各施設の連携による新たな施設利用法開拓にチャレンジしてまいります。
- ・休館日は、市内の類似公共施設の休館日とも重複しないよう配慮しています。
- ・本施設の「利用者アンケート」を毎月のモニタリング会議等で開示します。サービス向上に有効と思われるものは積極的に採用し、業務に反映します。

(3) 指定管理料の提案について

- ・利用促進のための企画、立案、事業誘致の活動を行い、収入増に繋げます。
- ・事業は、上記の収入増、経費節減努力により経費を収入でカバーすることを基本として指定管理料を計上させていただきました。

申請団体名 特定非営利活動法人高城スポーツクラブ
希望する施設名 都城市高城運動公園屋内競技場

事業計画概要版

4. 安定的な施設の管理運営に関するこ

お客さまニーズの変化に迅速に対応し、私たちの理念である「人づくり、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり」を通して、故郷・都城の活力あるまちづくりに繋げます。

私たちは「笑顔あふれるまち都城」の実現に向けて健康増進や生涯学習の振興にとどまらず、5施設一括管理運営するなかで地域のコミュニティを形成していくことが重要と考えています。

また、お客さまのニーズに対して迅速に対応する事も重要と考えています。

(1) 組織体制、勤務体制、責任体制について

- 現在、管理している都城市高城運動公園等施設の管理実績を踏まえ、本施設と一体化した運営体制を組織します。

(2) 管理体制

- 指定管理業務責任者の不在時等の対応としては、管理及び運営業務副責任者及び担当者を代行者とし、業務の責任は指定管理業務責任者が負います。また事故等による緊急事態時に備え、緊急連絡網に沿い連絡体制を構築します。

(3) 職員の指導育成、研修体制について

- 公の施設として公共の利益を実現する研修や接遇研修、新採用者の入構教育を行うとともに、職員の業務レベルを一定以上に保ち、専門業務を発揮するエキスパート育成のための事業研修を行います。また、外部組織による研修の受講などにより、必要な資格取得のための研修・スキルアップを行います。

(4) 利用団体の指導及び育成

- 既存利用団体の関係者との更なる関係強化を図りつつ、ニーズの掘り起こしを行い新しいプログラムの提案などによって施設の活性化に繋げます。

(5) 災害時・避難所開設等の対応について

- 予防処置活動・危機発生時対応・初動体制の確立・復旧のシナリオを検討し運営継続への影響が最小限となるよう行います。

(6) 個人情報保護法、情報公開及び労働基準法等について

- 個人情報保護マニュアルの作成
- 職員全員への履行
- 労働基準法、労働安全衛生法、労働派遣法などの関連法令を遵守します。

(7) まちづくりへの熱意・地域団体や地域住民等との融合・高齢者対応・利用状況の把握等

- 施設の管理運営を希望する理由とまちづくりへの熱意
- 地域団体や地域住民等との融合・高齢者等の対応・利用状況の把握

(8) 収支計画の積算根拠と実現性について

- 健全な収支計画
- 収支計画を実現できる体制の構築
- 収入増・経費削減の取組みによる指定管理料の低減努力

指定管理業務責任者を中心とする現場スタッフ全員が連携し、一体となって事業計画書にある指定管理業務を着実に処理し、収入増・経費節減等の諸施策を確実に実行することによって、収支計画と事業計画の整合性が図れる内容となっていると確信しております。

(9) 業務内容の管理と自己評価の取組み

- 管理運営方針による目標
- 目標設定に対するPDCA(業務及び評価基準の見直し)
- モニタリングシステム

申請団体名 特定非営利活動法人高城スポーツクラブ
希望する施設名 都城市高城運動公園屋内競技場

事業計画概要版

5. その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

本施設を「故郷・都城の活力あるまちづくり」の拠点とするべく、 地域コミュニティの形成や全国に都城の存在をアピールしていきます。

本施設が、地域コミュニティ形成の拠点としての役割や全国に都城をアピールし市の認知度を高める役割を果たせるように取組みます。

(1) 地域コミュニティの重要性とその役割

(1) 地域コミュニティの形成とその重要性

①地域との連携

- ・特定非営利活動法人高城スポーツクラブが都城市高城運動公園等施設の指定管理者として6年間管理運営を行う活動の中で築きあげてきた公民館、各種協会・団体やサークル、学校、幼稚園や保育所などといった地域ぐるみネットワークの方々との信頼関係をベースに、活気あるコミュニティを形成させ、強い地域社会づくりを推進します。

②施設を拠点にした活動の展開

- ・市民の積極的な健康づくりを支援するため、「する・みる・ささえる」スポーツにふさわしい場を提供し、スポーツを通して楽しく充実した時間を過ごすことができるようになります。

③ 地域コミュニティの重要性

- ・様々な事業を通して、地域住民とのさらなる信頼関係の強化を図ります。また、地域住民間のコミュニケーションの機会を増やし、地域コミュニティの絆を強化することによって「笑顔あふれるまち都城」づくりの「先進的な地域高城」づくりを推進します。
- ・また、施設の利用を通して、地域住民が施設に親しむ機会が増え、地域住民が避難所として施設を利用する際の安心感に繋がると考えます。

(2) 地域コミュニティの役割

- ・施設を拠点とした地域コミュニティの形成は、日常の地域活性化や防犯等の地域力アップに貢献するだけでなく、災害等の非常事態時の対応活動や減災に果たす役割は大きく20年前の阪神・淡路大震災以降の災害で実証されおり、安心安全まちづくりをソフト面から支える重要な役割を果たすと確信しております。

(2) スポーツキャンプへの取組み

(1) スポーツキャンプへの取組み姿勢

- ・特定非営利活動法人高城スポーツクラブが都城市高城運動公園等施設の指定管理者として6年間管理運営を行う活動の中で、スポーツキャンプの誘致に積極的に取組んできました。
- ・公の施設を管理するにあたり、スポーツキャンプとしての利用が市民の平等な利用を担保する範囲を逸脱しない様、誘致活動を行います。

(2) スポーツキャンプ効用の発揮

- ・プロサッカーチームであるFC東京等のキャンプでは、一流選手のプレイを身近に見学することができ、見る楽しさや非日常的な感動を与えてくれる場となっております。
- ・キャンプをする選手たちとの触合いや交流イベントを楽しむことで、人と人の輪が広がり地域コミュニティの形成や活性化に役立っております。
- ・スポーツキャンプの誘致により地域経済の活性化と都城の認知度アップに寄与しております。

(3) 今後の取組み

- ・各チーム関係者と築いてきた信頼関係をさらに強固なものとし、スポーツキャンプの効用を高める企画に取組み、さらなる施設の活性化と都城の認知度アップに繋げて行きます。
- ・地元の食材を提供するイベントなどを通して、訪れた人々に「日本の食糧供給基地・都城」をアピールしていきます。

申請団体名 特定非営利活動法人高城スポーツクラブ
希望する施設名 都城市高城運動公園屋内競技場

事業計画概要版

6. 公の施設を管理するにあたりピアールしたいこと

**NPO法人として地域への熱い思いを持っております。
その情熱を持って指定管理事業を遂行し、地域の活性化から
「笑顔あふれるまち都城」の実現に係わって行きたいと願っております。**

私たちは「笑顔あふれるまち都城」の実現に向けて人づくり支援、文化活動支援、医療支援の面からの取組みも推進します。

私たち特定非営利活動法人高城スポーツクラブは、平成19年2月に「人づくり 生きがいづくり 健康づくり 仲間づくり そして 活力のある町づくり」の理念のもと設立し、平成22年10月にNPO法人格を取得しました。高城スポーツクラブは、都城市で初めての総合型地域スポーツクラブです。

現在は高城地区を中心に活動を行っていますが、今後は都城市北部地域（山之口・山田・高崎・志和池地区など）を巻き込んだ活動を展開していきます。

活動内容は、小学生を対象にしたスポーツや水泳などの教室、ウォーキングやソフトテニスなどのサークル活動、グラウンドゴルフやバドミントンなどの大会・イベントの開催、幼稚園や公民館等への運動指導等の派遣事業、高城地区体育協会や都城さくらマラソンなどの事務局受託などの活動をしており、指定管理に止まらず地域にとけこんだ活動などを複合的に展開しています。

現在、総合型地域スポーツクラブの中で指定管理を受託しているスポーツクラブは少なく、私たちのスポーツクラブは県内でもパイオニア的存在であると自負しております。

私たちは、指定管理業務を通して本施設が担う市のスポーツ中心施設にふさわしい施設環境づくりと運営を全うする覚悟です。

(1) 文化活動支援の取組み

- ① スポーツを楽しむ人と文化を楽しむ人との交流促進
- ② 文化活動との連携

(2) 医療支援の取組み

「治療から予防へ」子どもから高齢者まで、市民の皆さんのが健やかに生活を送るための健康づくりを意識した運営・プログラム提供を推進します。

- ① 子ども向けイベント・プログラムの充実
- ② 高齢者向けイベント・プログラムの充実

(3) 人づくり支援の取組み

「人づくり」を両サイドから支える「スポーツ・文化」との意識を持ち、「ふるさと・都城」に誇りを持ちながら世界に羽ばたく子どもたちを育成する活動に取組みます。また、市民の皆さんのが常に学び成長できるよう、生涯学習を支援します。

- ① 子供たちの人格形成への支援
- ② 生涯学習活動への支援
- ③ 都城さくらマラソンの開催
 - ・マラソン大会では、係わった人々がそれぞれに「する・みる・ささえる」の役割を果たし、その役割から感動や新たな気づきのような日常生活では得られない有益な体験を財産として心に蓄積できます。
- ④ 世界に羽ばたくアスリート誕生への支援

申請団体名 特定非営利活動法人高城スポーツクラブ
希望する施設名 都城市高城運動公園屋内競技場

主　要　業　務　実　績

年度	業務内容 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
24	指定管理 (都城市高城運動公園等施設)	施設管理 (都城市高城教育課)	27,756,000
25	指定管理 (都城市高城運動公園等施設)	施設管理 (都城市高城教育課)	28,850,000
25	管理業務委託 (都城市高城運動公園クラブハウス)	施設管理業務委託 (都城市高城教育課)	250,950
26	指定管理 (都城市高城運動公園等施設)	施設管理 (都城市高城教育課)	29,670,000
26	指定管理 (都城市高城運動公園クラブハウス)	施設管理 (都城市高城教育課)	1,290,000
27	指定管理 (都城市高城運動公園等施設)	施設管理 (都城市高城地域振興課)	29,670,000
27	指定管理 (都城市高城運動公園クラブハウス)	施設管理 (都城市高城地域振興課)	1,290,000
24	都城さくらマラソン	第5回都城さくらマラソンの開催 (都城市高城教育課)	3,500,000
25	都城さくらマラソン	第6回都城さくらマラソンの開催 (都城市高城教育課)	3,500,000
26	都城さくらマラソン	第7回都城さくらマラソンの開催 (都城市高城教育課)	3,150,000

(備考)

※過去3年間の主要実績業務について記入して下さい。

(同様の施設管理がある場合は、これを優先して記入してください。)

※業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

貸借対照表

特定非営利活動法人高城スポーツクラブ

平成27年3月31日現在

単位:円

【流動資産】		【流動負債】	
現 金	【 4,784,311 】	短 期 借 入 金	【 5,100,059 】
預 金	47,022	未 払 費 用	2,000,000
未 収 入 金	886,440	未 払 法 人 税 等	1,925,299
事 業 未 収 入 金	1,314,849	未 払 消 費 税 等	71,000
	2,536,000	預 り 金	1,055,000
【固定資産】	【 361,515 】	負 債 合 計	48,760
(有形固定資産)	(361,515)		5,100,059
車両運搬具	2		
工具器具備品	361,513		
【株主資本】		【 45,767 】	
		資 本 金	0
		(資本剰余金)	(1,354,029)
		本 会 計	1,354,029
		(利益剰余金)	(△ 1,308,262)
		その他の利益剰余金	△ 1,308,262
		寄付金受入	△ 36,744
		繰越利益剰余金	△ 1,271,518
		純 資 產 合 計	45,767
資 产 合 计	5,145,826	負 債・純 資 產 合 計	5,145,826

損益計算書

特定非営利活動法人高城スポーツクラブ

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

単位:円

【売上高】		
委 託 料	30,960,000	
利 用 料	5,086,741	
クラブハウス利用料	795,980	
事 業 収 入	3,323,580	
会 費 収 入	1,468,870	
補 助 金	2,520,400	
学校開放事業	156,000	44,311,571
【事業】		
当期製品製造原価	7,616,645	7,616,645
売 上 総 利 益 金 額		36,694,926
【施設】		37,675,599
當 業 損 失 金 額		△ 980,673
【営業外収益】		
受 取 利 息	617	
雜 収 入	1,330,532	1,331,149
【営業外費用】		
雜 損 失		2,548
經 常 利 益 金 額		347,928
税引前当期純利益金額		347,928
法人税、住民税及び事業税		71,000
当 期 純 利 益 金 額		276,928

平成26年度 活動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日)

特定非営利活動法人高城スポーツクラブ
単位:円

I 経常収益			
1 受取会費			
正会費受取会費	1,468,870	1,468,870	
2 受取助成金等			
指定管理料	30,960,000		
学校開放	156,000		
スポーツ振興くじ助成他	2,520,400		
3 事業収益			
施設利用料	5,882,721		
事業収入	3,323,580		
その他	0		
経常収益計		9,206,301	44,311,571
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	8,876,096		
法定福利費	1,504,202		
福利厚生費	39,310		
人件費計	10,419,608		
(2)その他経費			
減価償却費	128,956		
賃借料	1,061,597		
租税公課費	1,069,200		
需用費	11,656,166		
役務費	1,971,194		
委託料	9,168,131		
学校開放	87,048		
クラブハウス	2,113,699		
備品購入費	0		
事業費	5,877,381		
その他経費計	33,133,372		
事業費計		43,552,980	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	120,000		
人件費計	120,000		
(2)その他経費			
報償費	229,000		
需用費	30,930		
役務費	718,281		
旅費交通費	183,951		
会議費	49,830		
負担金・交付金	126,760		
慶弔費	7,482		
備品購入費	80,430		
委託料	192,600		
その他経費計	1,619,264		
管理費計		1,739,264	
経常経費計			45,292,244
III 経常外収益			
1 受取利息			
2 雑収入		617	
経常外収益計		1,330,532	
IV 経常外費用			
1 雑損失			
経常外費用計		2,548	
税引前当期正味財産増減額			2,548
法人税・住民税及び事業税			347,928
当期正味財産増減額			71,000
前期繰越正味財産額			276,928
寄付金受入			△ 231,161
次期繰越正味財産額			△ 27,252
			45,767

議案第 65 号

都城市過疎地域自立促進計画（高崎地区）の策定について

都城市過疎地域自立促進計画（高崎地区）を別紙のとおり策定することについて、
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定に基
づき、議会の議決を求める。

平成28年2月26日提出

都城市長 池田 宣永